

## 第3編 前期基本計画

# 第1部 前期基本計画の構成と分野別基本計画

## 序章 前期基本計画の構成

基本構想（2017年度～2026年度）

将来像

政策

ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち  
桜川

1 共生

子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

2 学び

生きがいを育む学びのまちづくり

3 安心

安全安心な暮らしのまちづくり

4 活力

活力ある産業のまちづくり

5 快適

快適な暮らしのまちづくり

6 自治

みんなで築く自治のまちづくり

前期基本計画（2017年度～2021年度）

分野別基本計画（施策）

政策分野毎に全ての施策を網羅した計画

1-1	子育て支援の充実及び少子化対策の推進
1-2	健康づくりの推進
1-3	地域医療体制の充実
1-4	地域福祉の推進
1-5	障がい者福祉の充実
1-6	高齢者福祉の推進
1-7	社会保障制度の健全運営

2-1	学校教育の充実
2-2	生涯学習・芸術文化活動の推進
2-3	青少年の健全育成
2-4	生涯スポーツ活動の振興
2-5	文化財の保存・活用

3-1	防災・消防対策の充実
3-2	防犯及び消費生活対策の推進
3-3	交通安全対策の推進

4-1	農林業の振興
4-2	商工業の振興
4-3	観光の振興

5-1	計画的な土地利用の推進
5-2	景観の良い住環境の保全
5-3	道路網の整備
5-4	公共交通の充実
5-5	下水道の整備
5-6	上水道の整備
5-7	廃棄物の抑制と適切な処理
5-8	生活環境の保全

6-1	市民協働のまちづくり
6-2	人権尊重のまちづくり
6-3	時代に合った自治体運営
6-4	組織経営と人事マネジメントの充実
6-5	健全な財政運営の推進

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

分野別基本計画のうち、政策分野を横断して、優先的かつ重点的に実施する取り組みをプロジェクトとして再構成

1 ヤマザクラのまちをつくります

2 ずっと住みたいまちをつくります

3 子どもと子育てを応援するまちをつくります

4 地域経済が元気なまちをつくります

## 1-1 子育て支援の充実及び少子化対策の推進

### ■施策の目指す姿

安心して子どもを産み、子育てができています。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	子育てがしやすいまちだと思える割合	47.8%	52.0%
2	仕事と子育てが両立できていると思う保護者の割合	61.6%	67.0%
3	ファミリー・サポート・センター（※1）を利用した保護者の年間延べ利用者数	45人	60人

### ■現状

- ・市内には、認可保育所が2箇所、認定こども園が4箇所、幼稚園が2箇所あり、利用者負担額の一部を助成しています。
- ・子育てしやすいと感じる市民の割合が減少傾向にあり、出産・育児に伴う経済的負担の大きさや育児に対する不安など、保護者の心理的負担が増加傾向にあります。
- ・ファミリー・サポート・センター事業として、援助会員が依頼会員の子どもを、自宅で預かる援助活動を実施しています。
- ・子育て中の家庭を対象に子どもの遊び場確保と保護者の交流の場として、子育て支援センターを3箇所で開催しています。
- ・放課後学童クラブ（※2）は市内小学校単位で開設し、2015（平成27）年4月から受け入れ対象年齢を小学校6年生まで拡大しています。
- ・2014（平成26）年度に、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的かつ計画的な取り組みを進めています。
- ・若者に出会いの場を提供し、結婚支援をおこなっています。

### ■課題

- ・家庭状況が多様化しており、保護者の子育てニーズに対応できる支援体制の構築が必要です。
- ・ファミリー・サポート・センターの利用者が少なく、事業の周知が必要です。
- ・放課後学童クラブの利用児童が増加したことにより、施設と指導員の確保が必要です。
- ・子育て中の親同士の交流を促進する場所、機会を確保するなど、保護者が子育てを楽しんでいる環境の整備・拡充が求められています。
- ・ひとり親家庭など低所得世帯への就労、子育て支援が必要です。
- ・出産・育児に伴う経済的支援の充実化が求められています。
- ・若者に幅広い出会いの場を提供するため、いばらき出会いサポートセンターの活用やNPO法人などと連携した取り組みが求められています。

#### 【用語解説】

（※1）ファミリー・サポート・センターとは、地域において、育児の手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けをしたい人（援助会員）が会員になり、子育てについて助け合う会員組織です。

【主管課】児童福祉課【関係課】健康推進課、各こども園、学校教育課、国保年金課、農林課、総合戦略室

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	子育ての支援体制の充実	<p>多様なライフスタイルに対応ができるよう保護者のニーズに沿った子育てと就労の両立を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎必要な保育施設・保育士の確保</li> <li>◎保護者の復職に伴う低年齢児の保育施設への受け入れ</li> <li>◎延長保育、一時預かり保育など各種事業の充実</li> <li>◎ファミリー・サポート・センター事業の周知と会員同士の交流の場の提供</li> <li>◎放課後学童クラブの施設整備・指導員の確保</li> <li>◎さまざまな保育サービスを保護者が安全安心に利用できるような環境の構築</li> </ul>
2	保護者相談体制の充実	<p>子どもや家庭の状況に応じた相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎子育て世帯の交流や子どもの成長・育成への支援体制の充実</li> <li>◎家庭児童相談に対する支援体制の強化</li> <li>◎要保護児童の早期発見と関係機関などの連携による適切な保護や予防対策の充実</li> </ul>
3	経済面の子育て支援	<p>子育て世帯へ経済的な支援を行い負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎医療費などに対する支援</li> <li>◎教育及び保育施設利用者負担額への支援</li> <li>◎妊娠・出産などに対する支援</li> <li>◎各種手当等による子育て支援</li> <li>◎新たな経済支援の在り方の検討</li> </ul>
4	結婚の応援	<p>若者の結婚に対する意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎結婚を希望する若者への婚活支援</li> <li>◎NPO 法人などと連携した婚活パーティーの開催</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てについて学び考え、保護者としての自覚と責任を持ちます。</li> <li>・子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、悩みを相談しあえる関係をつくります。</li> <li>・子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支えます。</li> <li>・地域の人々が子どもの活動や見守りに参加するよう努めます。</li> <li>・結婚に対して関心を持つようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する精神的、経済的な不安や負担を軽減するための支援に努めます。</li> <li>・これから親になる人に子育ての楽しさを知ってもらう機会を提供します。</li> <li>・地域の子育て経験者や住民が力を合わせ、地域社会全体で子どもを守り育てる仕組みづくりを支援します。</li> <li>・出会いの場を提供し、結婚を希望する人を応援していきます。</li> </ul>

(※2) 学童クラブとは、仕事などで保護者や家族が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどに安全に過ごせる居場所を提供し、健全育成を図ることを目的とした制度です。

## 1-2 健康づくりの推進

### ■施策の目指す姿

自ら健康づくりに取り組み、元気に暮らしている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	健康で元気に暮らしていると思う市民の割合	73.3%	79.0%
2	特定健診（※1）受診率	35.7%	41.0%
3	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	88.0%	92.0%
4	乳幼児健診受診率	93.8%	96.2%

### ■現状

- 健康で元気に暮らしていると思う市民が7割以上、自分の健康づくりを心がけている市民が9割以上です。市民の健康意識や健康づくりの取り組みが定着化しつつあり、特定保健指導（※2）該当者（メタボリックシンドローム該当者および予備軍）の割合が減少してきています。
- 特定健診やがん検診の受診率は、概ね横ばい状態です。子宮・乳がん、大腸がん検診では、がん検診手帳や無料クーポン券の交付により受診率がやや向上しました。
- こころの健康づくりや睡眠に関心を持つ人が増えています。しかし、ストレスの多い現代は、こころの問題も多様化、複雑化、深刻化しているケースがあります。
- 子育てが楽しいと感じる保護者の割合は88.0%です。乳幼児健診受診率は、横ばい状態です。健診未受診者には、家庭訪問を行い発育・発達や育児状況の確認をしています。

### ■課題

- 自ら健康づくりに取り組めるよう、健康意識の啓発や環境整備が求められます。
- 生活習慣病の重症化予防やがんの早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率の向上を目指し、健診などの受けやすい体制整備や未受診者への受診勧奨の対応が求められます。
- 少子化や核家族化が進行するとともに、子育て環境や子育て意識も多様化しており、育児相談や訪問などで個々への対応が求められます。育児の孤立や虐待防止のために、切れ目のない支援体制づくりが必要です。

【主管課】健康推進課 【関係課】国保年金課、高齢福祉課、児童福祉課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	健康づくりの推進	自ら進んで健康的な生活習慣づくりに取り組めるよう、健康意識の普及啓発やその活動の支援をします。 ◎各種健康相談や健康教室の充実 ◎健康推進員会や食生活改善推進員協議会との協働による健康づくりの普及促進
2	特定健診やがん検診の充実	特定健診やがん検診を定期的に受診できるよう、体制整備の充実に努めます。 ◎特定健診の体制整備や未受診者の受診勧奨 ◎特定保健指導や精密検査者の受診勧奨
3	母子支援体制の充実	安全安心な妊娠・出産・育児のため、切れ目のない母子の健康づくりに努めます。 ◎健診や相談、家庭訪問体制の充実 ◎療育支援の充実 ◎母子保健関係機関との連携

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談や健康教室などに積極的に参加し、疾病やその予防について正しい知識を得て、自ら健康づくり活動に取り組みます。</li> <li>「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、年に1回は特定健診やがん検診を受診します。</li> <li>保護者は、乳幼児健診などを積極的に受け、子どもの健康の保持増進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康推進員会や食生活改善推進員協議会と協働し、生活習慣病予防やがん予防、こころの健康づくりに関する知識などを普及啓発し、その活動を支援します。</li> <li>特定健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診率の向上に努めます。</li> <li>特定保健指導やがん検診の精密検査者の受診勧奨をします。</li> <li>乳幼児健診など未受診児対策や健診後の経過観察や療育支援をします。</li> <li>育児不安や負担を軽減できるよう育児相談や訪問を実施します。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) 特定健診(特定健康診査)とは、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」に着目し、メタボ該当者やその予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする方を選定するために行うものです。

(※2) 特定保健指導とは、特定健診を受けた後に、メタボリックシンドロームの危険度に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導です。特定健診における腹囲、BMI値などの結果から、該当者を選定・レベル分け(積極的支援/動機づけ支援)し、それぞれに合った保健指導を行います。

## 1-3 地域医療体制の充実

### ■施策の目指す姿

地域で相談ができる「かかりつけ医」などをもち、必要時には専門医療を受けられる。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	地域で適切な医療を受けられると思う市民の割合	41.2%	51.0%
2	かかりつけ医をもつ市民の割合	39.5%	45.0%

### ■現状

- ・ 県西総合病院では、適切な医療を受けられるよう医師確保に努めています。
- ・ 休日当番医療については、市医師会の協力により休日診療を72日間実施しています。また、休日夜間救急体制は、筑西広域病院群輪番制により休日72日間、夜間365日体制で実施しています。
- ・ 筑西市民病院と県西総合病院および隆仁会山王病院の3病院を再編統合し、筑西市が新中核病院を整備、桜川市が高森地区にさくらがわ地域医療センターの整備を進めています。
- ・ かかりつけ医をもつ市民の割合は39.5%、かかりつけ歯科医では32.4%、かかりつけ薬局では16.1%です。

### ■課題

- ・ 地域医療の充実については、市民要望の優先度が高くなっており、地域で適切な医療を受けられるよう医療体制の充実が求められています。
- ・ 休日当番医療機関については、市医師会との協力体制を構築し円滑な運営が必要です。
- ・ かかりつけ医などをもつ市民の割合が低く、その理解や普及啓発が求められます。



【主管課】健康推進課 【関係課】病院整備推進課、国保年金課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	市立病院の整備	地域医療体制の充実を図るため、市立病院を整備します。 ◎さくらがわ地域医療センターの整備
2	地域医療機関などの連携	地域で安心して医療が受けられるよう体制を整えます。 ◎医療機関の役割分担と相互連携の推進 ◎夜間や休日の救急体制の継続的な確保 ◎医療機関の適正受診の普及啓発 ◎かかりつけ医などの普及啓発

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な応急処置と医療の知識を身につけます。</li> <li>適切な医療や健康の相談などができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」をもって、医療の適正受診に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の充実を図ります。</li> <li>医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。</li> <li>市民にかかりつけ医などをもつことを普及啓発します。</li> </ul>

## 1-4 地域福祉の推進

### ■施策の目指す姿

地域で互いに支えあう意識が高まり、積極的に福祉活動に参加している。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	地域福祉活動（※1）を行っている市民の割合	26.4%	30.0%
2	高齢者見守りネットワーク事業所登録件数	87件	140件
3	社会福祉協議会にボランティア登録をしている人の数	770人	759人

### ■現状

・市の福祉政策は、「地域福祉計画」「次世代育成支援事業計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画」「きらり健康プラン」「国民健康保険保健事業実施計画」の個別計画に基づき、事業を実施しています。

・少子高齢化、核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、地域のつながりも希薄になってきています。

・急速な高齢化や人口減少により、社会福祉協議会にボランティア登録している人の数が減少傾向にあり、今後もさらに登録者数の減少が見込まれています。

・地域福祉活動を支えてきた人の高齢化などにより、地域福祉活動に参加したことのある市民は全体的には減少しています。しかし、若年層において、組織枠にとらわれず、友人や気の合う仲間と興味のある活動に参加する人は増えつつあります。

・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加するなど、日常生活や災害発生時に支援を必要とする人が増えています。

### ■課題

・地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、元気な高齢者への意識啓発を行う必要があります。

・社会福祉協議会に登録しているボランティア数を維持し、活動を継続することが必要です。

・若年層や子どもたちが福祉・ボランティアに興味を持ち、活動する機会・場所を提供できるように関係課と連携し、地域福祉を推進する将来の担い手の育成も必要です。

・地域福祉活動の推進に中核的な役割を果たす市社会福祉協議会が、行政や各種団体との連携強化を図り、住民が抱える生活課題の解決など、事業や活動の強化を図ることが重要です。

・高齢化や核家族化が進む中、公助だけでなく、地域で声かけ・見守りを行うなど共助の力が大切であり、地域住民がお互いに支え合う体制づくりが必要です。

【主管課】社会福祉課 【関係課】児童福祉課、健康推進課、高齢福祉課、介護保険課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	地域福祉活動の推進	各種福祉施策の推進を図るため、地域福祉活動が活発化するような体制づくりを推進します。 ◎地域で支え合うネットワークの形成 ◎民生委員児童委員への支援 ◎社会福祉協議会やボランティア団体などへの支援及び連携強化
2	福祉意識啓発と人材育成	市民の地域福祉に関する意識を高め、個人や市民団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援します。 ◎福祉・ボランティア教育の啓発活動の推進 ◎福祉体験事業や福祉意識啓発に関する講座などを通じた福祉ボランティア人材の発掘、育成

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を必要とする人々を地域で支える地域福祉の考え方に対する正しい認識と理解に努めます。</li> <li>・ 地域福祉活動などに積極的かつ継続的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の誰もが安心した生活を送る事のできる地域社会づくりに努めます。</li> <li>・ 地域福祉活動への市民参加を支援します。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) 地域福祉活動とは、ご近所の見守りや声かけ活動、地域住民の安全確保、地域住民の交流促進、生活環境の改善、災害時の要支援者の支援体制づくりなど、身近な生活課題の解決や福祉を地域全体で支える活動のことです。

## 1-5 障がい者福祉の充実

### ■施策の目指す姿

障がいの特性に応じた福祉サービスを受け、地域社会で豊かな生活を送れている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	相談件数	547件	680件
2	計画相談支援による福祉サービスの実利用者数	291人	351人
3	地域生活における社会参加支援のための事業利用者数	120人	137人

### ■現状

- ・障害者基本法に基づく「障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実に努めています。
- ・障がいのある人及びその家族が抱える問題の解決や不安解消に関する相談、社会参加や権利擁護のために必要な援助に関する相談などさまざまな相談に応じています。
- ・2012（平成24）年度より国が推進してきた「計画相談支援事業（※1）」の支援給付が「障害者自立支援給付事業」の利用者ほぼ全員に対して提供され、これまで要望のなかった多種多様なニーズが生まれてきています。
- ・計画相談支援を通して出てきたニーズに伴い、自立支援給付の利用は年々増加しています。
- ・市内にある計画相談支援事業を実施している事業所は4ヶ所です。

### ■課題

- ・障がいのある人やその家族の主体性を重んじた福祉サービスの提供など、地域社会における生活を豊かにするための支援を引き続き行っていく必要があります。
- ・計画相談支援を通して生まれてきたニーズに対し、限られた社会資源の中で対応していくために、計画相談支援事業所との連携を強化し、自立支援給付（※2）の適正化を進めていく必要があります。
- ・自立支援給付の利用を進める中、相談窓口となる計画相談事業所及び相談支援専門員の不足により、自立支援給付利用の遅延が生じています。
- ・2016（平成28）年4月より障害者差別解消法が施行されました。不当な障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮（※3）の提供などについて、市民への周知を図る必要があります。

【主管課】社会福祉課 【関係課】児童福祉課、健康推進課、高齢福祉課、介護保険課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	相談体制の強化	障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、さまざまな相談に応じます。 ◎障がい福祉に関する制度の周知及び相談体制の強化 ◎障がい福祉サービス利用などへの相談支援の充実
2	福祉サービスの充実	障がいのある人が自らの希望する生活を実現するため、計画相談支援事業所との連携により、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。 ◎福祉サービスの充実 ◎計画相談支援事業所との連携強化及び情報提供、ケアマネジメント体制による自立支援給付の充実
3	社会参加の促進	障がいのある人の地域での日常生活・社会生活の充実及び社会参加を支援します。 ◎地域生活支援や就労のための障害福祉サービスの充実 ◎障害者差別解消法についての周知及び理解の促進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を尊重します。</li> <li>障がいのある人の相談がしやすい環境を作るなど、寄り添う心を養います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人及びその家族が抱える問題の解決や不安解消、社会参加や権利擁護に関する相談などに応じます。</li> <li>福祉サービスに係る情報の提供や利用の援助など、社会生活力を高めるための支援に努めます。</li> <li>障害者差別解消法について、市民への周知を図ります。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) 計画相談支援事業とは、面談やアセスメントを通して一人ひとりのニーズや状況に合わせた「サービス等利用計画」を作成し、その後は定期的にサービスの利用状況などを聞き取りして、変更が必要な場合には「サービス等利用計画」の改善を行うものです。

(※2) 自立支援給付とは、在宅で訪問によってうけるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態は、ニーズに応じて個別に給付されるサービスです。

(※3) 合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

## 1-6 高齢者福祉の推進

### ■施策の目指す姿

高齢者が安心して健康に暮らしている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	生きがいを感じている高齢者の割合	78.2%	80.0%
2	シルバー人材センター会員数	249人	320人
3	相談に対して解決した割合	83.7%	85.0%
4	認知症サポーター養成者数	357人	428人

### ■現状

・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の数が年々増加し、多様な生活支援の要望や認知症による徘徊・暴力・虐待などの事例が起きており、地域包括支援センターではその内容に応じて専門職が相談・アドバイスなどを行っております。

・シルバー人材センターの新規会員数の減少や、高齢者クラブの会員減少による活動休止など元気な高齢者の地域社会参加への関心が薄くなっています。

### ■課題

・「高齢者が、住み慣れた地域で誇りと生きがいを持ち、元気で暮らすことができる。」ように関係機関との連携により介護保険サービス及び在宅福祉サービスまたは家族介護者支援など高齢者福祉サービスの充実を図ることが重要です。

・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、地域の助け合いや様々な生活支援サービスをいろいろな職種が連携して行うような仕組みづくりが大切です。そこで、「地域包括ケアシステム（※1）」を2025（平成37）年度までの構築を目指し、介護・医療が必要になっても地域で継続して生活できるように関係機関（市役所・警察・消防・医療機関・介護施設・民生委員・地域など）との連携や地域ぐるみの介護予防事業を展開したり、地域ニーズに沿った高齢者支援サービスの充実に努める必要があります。

・自己の経験や知識を活かした社会参加を希望する高齢者をマネジメントするしくみが必要です。

【主管課】高齢福祉課 【関係課】健康推進課、社会福祉課、介護保険課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	高齢者の生きがいがづくりの推進	健康寿命を延ばすため、高齢者が元気で活躍できる場（体力維持・就労・集い）の創生や高齢者のさまざまな活動を支援し、経験を活かして社会貢献ができる環境づくりに努めます。 ◎シルバーリハビリ体操や高齢者クラブへの活動推進 ◎シルバー人材センターの運営支援 ◎生きいきサロンなど地域交流の場の充実
2	高齢者福祉サービスの充実	高齢者の日常生活に対する在宅支援サービスや介護予防・家族介護者への活動支援サービスの充実に努めます。 ◎地域包括ケアシステム体制づくりの実施 ◎一般介護予防事業の充実と参加推進 ◎介護認定度の重度化防止対策の実施
3	総合相談の充実と地域医療と介護の連携推進	住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるように相談体制の充実や様々な生活支援サービスと医療・介護などが連携できるような仕組みづくりにより高齢者の不安解消を図ります。 ◎地域包括支援センターの体制強化 ◎地域医療機関と介護事業所の情報連携推進
4	認知症への対応推進	増加する認知症の人とその家族に対する社会的理解の普及と徘徊・地域の支え合いの仕組みづくりを行います。 ◎高齢者見守りネットワークの強化 ◎認知症サポーター養成講座など市民の意識啓発推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康意識の向上により介護予防に努めます。</li> <li>豊かな経験や知識を活かして積極的に社会参加します。</li> <li>相互扶助の推進により地域のつながり強化に努めます。</li> <li>認知症についての知識を学ぶことで、認知症の人とその家族を社会が受け入れ、徘徊などの問題を地域で支えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きがいがづくりや健康維持のための活動を推進していきます。</li> <li>介護や日常生活で困ったときの総合相談体制と各関係機関（行政・医療・介護・地域）との連携を強化します。</li> <li>高齢者の多様なニーズに適した行政サービスを提供します。</li> <li>認知症への施策（予防対策・知識習得）を充実させます。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）地域包括ケアシステムとは、高齢者が“住み慣れた地域”で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を“包括的に”体制を整備していくことです。

## 1-7 社会保障制度の健全運営

### ■施策の目指す姿

安心して社会保障を受けることができる。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合	17.6%	35.0%

### ■現状

- ・国民健康保険と後期高齢者医療制度については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が増加する一方、財源となる保険税（料）の増収が見込めず厳しい財政状況が続いています。このような状況の中、国民健康保険は制度の安定化を図るため、2018（平成30）年度から県が財政運営の責任主体となって県内市町村とともに国保の運営を担うこととなります。
- ・介護保険制度については、介護保険給付費が、高齢化率の上昇、介護保険の認定率の微増などにより増加しています。また、介護サービスの充実や施設の基盤整備を図るため、介護保険事業計画を策定することにより3年毎に見直しをしています。
- ・生活保護については、高齢者の増加、扶養義務者の意識変化などにより、相談件数、被保護世帯数ともに増加傾向にあります。2015（平成27）年度においては高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯の割合が全体の85%を占め、自立困難世帯の最低生活保障を担っています。

### ■課題

- ・医療保険の健全運営のため、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上による財源確保に取り組む必要があります。
- ・2025（平成37）年には団塊の世代が75歳以上となることから、今後、要介護認定者数、介護保険給付費の急増が見込まれます。
- ・生活保護受給世帯の増加及び受給者の高齢化に伴い、医療扶助費を中心とした生活保護費の増加が予想されます。



【主管課】国保年金課 【関係課】介護保険課、社会福祉課、健康推進課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	医療保険制度の充実	<p>医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上により保険財政基盤の安定化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎特定健診や特定保健指導など保健事業の充実</li> <li>◎レセプト点検の強化や医療費通知による医療費の抑制</li> <li>◎ジェネリック医薬品（※1）の普及啓発</li> <li>◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の収納率向上</li> </ul>
2	介護保険制度の充実	<p>要介護認定者や介護保険サービス利用者のさらなる増加が見込まれるなか、健全な介護保険財政の運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎介護認定審査会の適正な運営</li> <li>◎介護給付適正化の強化</li> <li>◎介護保険料の収納率の向上</li> </ul>
3	セーフティネット制度の充実	<p>生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットにより、生活困窮者の生活保障と自立促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎生活保護制度の適正実施</li> <li>◎医療扶助適正化の推進</li> <li>◎就労及び自立支援の実施</li> </ul>
4	医療福祉費支給制度（マル福）の充実	<p>医療費の経済的負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎医療費助成対象者の拡充</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診や特定保健指導を積極的に受診して自分の健康に関心を持ちます。</li> <li>・ 医療・介護保険制度を理解して保険税（料）を適正に納付します。</li> <li>・ 自立した生活維持に努めるため、稼働能力、資産、社会保障制度の給付や減免措置などを活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診や特定保健指導などの保健事業を推進します。</li> <li>・ ジェネリック医薬品の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 医療・介護の保険税（料）が納付しやすい環境を整えます。</li> <li>・ 生活保護の適正実施と、自立促進のための支援をします。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に別の製薬会社が製造販売する後発医薬品のことです。一般に先発医薬品と比べ安価で、医療費の削減と患者負担の軽減につながるものとされています。

## 2-1 学校教育の充実

### ■施策の目指す姿

学力・心・体の調和の取れた人材が育まれている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小：94.6% 中：84.6%	小：97.0% 中：90.0%
2	学力診断テスト結果（県平均正答率との比較）	小：+13.5% 中：+5.5%	小：+15.0% 中：+10.0%
3	体力テスト結果（県平均との比較）	小：+9.2% 中：+4.6%	小：+10.0% 中：+8.0%
4	適正規模を維持できていない学校数	9校	6校

### ■現状

- ・学校が楽しいと思う小学生の割合は、比較的高い割合を占めているが、中学生になるとやや減少する傾向にあります。
- ・県の学力向上推進事業、体力アップ推進プランを活用し、特色のある教育を推進した結果、学力診断テスト、体力テストについて、小・中学校とも、茨城県の目標値を上回っています。
- ・児童生徒が安心安全に、学習活動ができるよう、校舎・体育館の耐震化を進めています。
- ・真壁小学校と紫尾小学校を統合し、桃山中学校と合わせて小中一貫教育を行う義務教育学校（※1）の建設を行っています。

### ■課題

- ・学校が楽しいと思う中学生が、小学生に比べ減少しているため、小学校での学びを中学校にスムーズに引き継ぐための小中連携した教育を強化していく必要があります。
- ・桜川市の児童生徒の学習状況・学力状況を把握し、その結果に応じた教育プログラムを組んで学力向上を図る必要があります。
- ・桜川市について、その歴史や文化を知り、郷土に対する愛着と誇りをもった児童生徒を育成していく必要があります。
- ・児童生徒のより適正な学習環境を整備するために、小中学校の適正配置の必要性について住民理解を深める必要があります。

【主管課】学校教育課 【関係課】教育指導課、幼稚園、生涯学習課、各給食センター

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	教育内容の充実	<p>児童生徒の学力と体力の向上を図り、楽しい学校を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童生徒の自主性・自立性を育む指導の工夫</li> <li>◎ヤマザクラや農業など、郷土「桜川市」についての学習の充実</li> <li>◎ICT（※2）を活用した情報および国際教育の充実</li> <li>◎体力テストの成果評価に基づく体育授業や休み時間などの利用の工夫</li> <li>◎給食活動などを通じた食に関する指導の充実</li> </ul>
2	教育体制の充実	<p>学校・家庭・地域が連携して、児童生徒を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎道徳教育を中心とした心の教育の充実</li> <li>◎桜川市教育支援センターを活用した教育相談の充実</li> <li>◎小・中学校の学びの連続性を考慮した小中一貫教育の推進</li> </ul>
3	教育環境の整備	<p>小中学校の適正配置基本計画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域や保護者に対するアンケートや懇談会の実施</li> <li>◎地域や保護者の意見を尊重した適正配置の推進</li> <li>◎通学路の安全点検の実施</li> </ul>
4	就学前教育の推進	<p>幼児期の教育と小学校教育の支援・指導の連続性を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎幼児と児童の交流、教職員同志の交流の推進</li> <li>◎特別支援教育などを含めた指導体制の整備</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域社会において、健全な子どもが育つよう、子どもたちに社会的ルールを身につけさせ、地域で子どもを育てるという意識を持ちます。</li> <li>・教育・研修の場に積極的に参加し、家庭の子育て力の向上を図ります。</li> <li>・ボランティアとして学習支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化に対応した学習プログラムや教育環境の整備を図ります。</li> <li>・計画的に、教育施設の改善・充実を図り、安全に安心して学校に通い学べる環境を整備します。</li> <li>・家庭や地域社会との連携を密にし、地域ぐるみで子どもが育成できる社会の構築を支援します。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校です。

（※2）ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称です。

## 2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進

### ■施策の目指す姿

生涯にわたって自ら学び、学びあっている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	日頃学習活動をしている市民の割合	25.1%	25.1%
2	公民館の年間利用者数	87,744人	93,000人
3	図書館・室の年間利用者数	27,077人	30,100人

### ■現状

- ・生涯学習活動している市民の高齢化が顕著になっているとともに、活動をしている人が固定化しています。
- ・週末の児童生徒が安全で健やかな居場所づくりと体験学習の機会を設けています。さらに、地域の児童・保護者・高齢者の交流、連携の場としての事業を展開し成果をあげています。
- ・文化協会関係の活動が活発に行われているとともに、子どもたちへの出前講座などの実施により学校教育との連携も行われています。
- ・こども伝統文化教室においては、日本古来の文化を次世代に残すこと、よき文化を継承することを念頭に置き、事業展開をしています。

### ■課題

- ・生涯学習活動に参加している市民が高齢化してきており、若い人たちが気軽に参加できる活動や組織づくりが求められています。
- ・文化協会会員が高齢化しており、活動継続に向けて若年層への働きかけが求められています。
- ・図書システムを整備し、既存の図書施設と市内小中学校図書室の連携向上を図ることが必要です。
- ・新たな図書施設の整備検討が必要です。
- ・地域の実情や市民のニーズにあった講座、教室などの充実など、生涯にわたって市民が自ら学べる場を提供することが必要です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	自主的な活動の支援と学習機会の提供	市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会の提供に努めます。 ◎公民館講座を充実させ、ヤマザクラの内容を盛り込んだ歴史講座の実施 ◎公民館（分館）まつりなど、発表機会の充実 ◎読み聞かせ活動の実施による読書意欲の高揚
2	親しみを感じる文化振興の推進	市民が芸術や文化を気軽に親しめるように努めます。 ◎芸術・文化活動振興のための事業開催 ◎芸術・文化活動の発表及び鑑賞機会の提供
3	生涯学習・文化施設の活用	学習拠点としての施設の利便性向上及び整備を図ります。 ◎生涯学習の拠点としての維持管理 ◎図書施設間及び学校図書との連携向上 ◎新たな図書施設の整備に向けた研修会や先進地視察の実施

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習や文化活動に積極的に参加し、知識・見聞を深めると共に、自ら学ぶ意欲を向上させます。</li> <li>・公民館講座受講生については、市民講座などの講師となり、市民同士の学びの輪を広げます。</li> <li>・日本の伝統文化を次世代の子ども達に継承します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習や文化活動施設の充実、生涯学習情報の提供により、市民の学習・文化活動を支援します。</li> <li>・各種広報活動や文化講演会などの開催により、生涯学習・文化活動に対する意識啓発を図ります。</li> <li>・市民の学びの輪を広げるため、講座などの講師育成、確保を支援します。</li> </ul>

## 2-3 青少年の健全育成

### ■施策の目指す姿

心豊かにたくましく育っている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	心豊かにたくましく育っていると思う市民の割合	45.0%	53.0%
2	コミュニティスクール（※1）参加人数	1,792人	1,800人
3	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗数	132店舗	135店舗

### ■現状

- ・青少年相談員は、「青少年の健全育成に協力する店」への登録活動のため各店舗を訪問をしています。また、街頭指導活動を実施し、中学校の下校時の通学路において、あいさつや声かけを行っています。
- ・青少年の健全育成では、保護者や地域住民が青少年のよい手本となるよう自覚を持つとともに、関係団体と連携をはかり、「あいさつ運動」や「社会環境浄化活動」などに取り組んでいます。

### ■課題

- ・青少年が抱える問題は年々深刻化しており、学校と家庭と地域の連携強化を図り、地域ぐるみで子どもたちを取り巻く様々な環境を改善する必要性が求められます。
- ・スマートフォンやインターネットの普及による犯罪が増加しているため、子どもたちが巻き込まれないよう家庭や学校での非行防止、犯罪被害防止に取り組むことが必要です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	青少年活動の充実	豊かな体験をとおり、子どもたちの「生きる力」を育みます。 ◎地域活動やボランティア活動の充実 ◎社会性を身につけるための支援
2	家庭教育の充実	子どもの見本となる保護者意識を高めます。 ◎PTA活動の活性化 ◎家庭教育学級を通じた相談・支援体制の充実
3	地域教育力の充実	地域の子どもは地域で育てるという意識を啓発します。 ◎地域活動の交流をとおり、地域における教育の推進 ◎学校、家庭、地域の連携を図り、関係団体や地域ぐるみでの青少年を育てる体制の強化 ◎中学校の通学路での下校指導

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において青少年の育成の場をつくり、地域全体で青少年の健全育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の関連団体の育成やボランティア活動などに対する継続的な意識啓発活動を進めます。</li> <li>コミュニティの強化を図り、地域が一体となって青少年が健全にのびのびと生活できる環境を整備します。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるための体験事業です。

## 2-4 生涯スポーツ活動の振興

### ■施策の目指す姿

スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	週1回以上スポーツを行っている市民の割合	39.4%	50.0%
2	スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合	63.9%	70.0%
3	市のスポーツ施設利用者延べ人数	276,825人	286,000人
4	スポーツ少年団登録指導者数	196人	201人

### ■現状

- ・スポーツ実施率は若年層では低いが、高齢者になると高くなり、市全体をみると上昇しています。
- ・スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合は、ほぼ横ばい傾向です。
- ・体育協会やスポーツ少年団の登録者数は、人口減少や少子化に伴い減少しています。
- ・施設が老朽化しており、計画的な整備が必要となっています。
- ・さくらマラソン大会は、スポーツ実施率の低い若年層にスポーツに親しんでもらうよい機会となっています。
- ・「桜川スマイルクラブ（※1）」は、設立当初から年々会員が増加しています。
- ・市民と行政が協力して、茨城国体の開催準備や2020東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致を進めています。

### ■課題

- ・20歳代から50歳代のスポーツ実施率を向上していく必要があります。
- ・高齢化社会を迎えるにあたり、充実した体制を整えていかなければなりません。
- ・「桜川スマイルクラブ」についてさらに周知を図り活動を推進する必要があります。
- ・施設全体の計画的な整備に加え、老朽施設の早期改修・修繕が必要です。
- ・活動の中心となる指導者やリーダーを育成する必要があります。
- ・市民が日頃から体を動かすことで、健康寿命を延ばし幸せな暮らしにつながることを認識してもらうことが必要です。
- ・茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを通して様々な人との交流を深め、スポーツをより身近に感じてもらうことが必要です。



【主管課】スポーツ振興課 【関係課】企画課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	スポーツをする機会の充実	市民がスポーツを楽しむことができる機会と場を提供します。 ◎各種市主催大会・スポーツ教室の開催 ◎体育施設の開放の推進 ◎桜川スマイルクラブとの連携
2	快適な施設利用の推進	安全で快適にスポーツができるよう、施設整備を推進し有効利用を図ります。 ◎市内施設の計画的な整備 ◎老朽施設の早期修繕 ◎安定的な施設管理体制の推進
3	スポーツ団体の支援とリーダーの育成	各種スポーツ団体の充実した活動を支援し、リーダーの育成に努めます。 ◎体育協会・スポーツ少年団活動の支援 ◎専門的な知識、技能を有する人材の育成
4	スポーツの魅力発信と交流の推進	茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを通じて、スポーツの魅力を発信します。また、スポーツ交流の輪を広げ、地域を元気にします。 ◎茨城国体を通じてスポーツの普及を推進するため、国体準備委員会（実行委員会）の運営 ◎東京オリンピック・パラリンピックの各国選手団キャンプ誘致活動

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の健康は自分で守るという意識を持ち、地域のスポーツ活動に積極的に参加します。</li> <li>地域のスポーツ活動における指導者として活動します。</li> <li>茨城国体開催や東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向けて、おもてなしの心で活動します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツイベントの充実や施設の整備を進めます。</li> <li>市民がスポーツをしやすい環境づくりに努めます。</li> <li>茨城国体開催や東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向けて、施設や環境を整備します。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）桜川スマイルクラブとは、多様な興味・関心、さまざまな技術レベルを持つ地域住民が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができることを目的に、市民が主体的に運営するスポーツクラブのことです。

## 2-5 文化財の保存・活用

### ■施策の目指す姿

文化財を保存・活用して継承し、地域に愛着や誇りを持っている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	文化財などを大切にし、後世に伝承していくべきと思う市民の割合	83.7%	90.7%
2	郷土の伝統行事や文化財に愛着心や誇りを感じている市民の割合	53.2%	60.2%
3	真壁街並み案内ボランティア（※1）を利用した人数（年間）	1,437人	1,925人

### ■現状

- ・国指定名勝「桜川」と国指定天然記念物「桜川のサクラ」は、平安時代の歌人紀貫之の和歌や室町時代の能の謡曲「桜川」の舞台となるなど、全国的にも価値が高い文化財となっています。
- ・国史跡真壁城跡では安土桃山時代の庭園復元を計画しています。整備活用により文化・教育・観光の資源となる見込みです。
- ・真壁地区が2010（平成22）年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区（※2）に選定され、桜川市の知名度は向上し、観光客増加の求心力となりました。東日本大震災による被害の建造物修復を継続しています。
- ・伝統工芸では、梵鐘（真壁町田）、土器生産（真壁町東山田）の伝統技術が継承されています。
- ・伝統行事では岩瀬地区の「久原のひよっこ」、大和地区の「大国玉神社」の「さやどまわり」、真壁地区の五所駒瀧神社の「真壁祇園祭」などの行事が継承されています。
- ・近年の古道調査で発見された、鎌倉街道や小栗道などの古道は、人気の高い文化財となっています。
- ・桜川市を彩るヤマザクラは、磯部稲村神社の桜を中心とした江戸末期頃の桜名所図「桜川之図」に描かれており、文化財保存活用のイメージアップに用いています。歴史資料館の展示、館内解説をピンク色のパネルで統一し、真壁城跡では秋田県角館の「しだれ桜」を育成しています。

### ■課題

- ・従来、文化財は個別物件の保存・活用が中心でしたが、複数の文化財を繋ぐ物語性のある保存・活用を図ることで、地域の魅力向上や地域住民の幅広い連携を促進させることが課題です。
- ・高齢化や核家族化により、各世代や地域の交流が減少し、文化財の保存・活用の担い手不足が心配されますので、歴史講座、体験、ボランティア活動などを通じた、次世代の育成が課題です。

【主管課】生涯学習課 【関係課】商工観光課、学校教育課、都市整備課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	文化財の保存	文化財を保存し、後世に伝承していきます。 ◎遺跡、建造物、歴史資料の保存修理 ◎文化財の所在・歴史的価値などの周知資料の充実 ◎遺跡や文化財の保存・管理活動の推進
2	文化財の活用	文化財を活用し、伝統行事や文化財に愛着心や誇りを醸成します。 ◎地域の祭りなどの伝統行事の周知、市民参加の推進 ◎文化財・歴史講座の開催 ◎文化財・伝統行事の体験講座の開催
3	文化財ボランティアの育成・推進	文化財に関するボランティアを育成し、活動を推進します。 ◎真壁街並み案内ボランティア活動の推進と周知 ◎国史跡真壁城跡の案内ボランティアの育成 ◎国指定名勝「桜川」・国指定天然記念物「桜川のサクラ」の管理ボランティアの育成

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史と文化に関心を持ちます。</li> <li>郷土の魅力を再発見し、活用するなかで、心身の豊かさを得ます。</li> <li>世代や地域を超えた人、もの、情報の交流を図り、次世代へ継承する意識を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法に基づいた、文化財の調査・保存・指定を行います。</li> <li>案内板、パンフレットを充実し、広報活動を積極的に行い、情報ネットワークを充実させます。</li> <li>歴史講座や体験活動を通じて文化財の大切さを伝え、交流の場を設けて歴史的価値を共有し、保存・活用の活動ができる人材を育成します。</li> <li>市民と行政が連携して、文化財の新たな継承の形を構築します。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) 真壁街並み案内ボランティアとは、登録文化財が建ち並ぶ真壁の町並みを案内するボランティアガイドの団体です。

(※2) 重要伝統的建造物群保存地区とは、武家町、宿場町、門前町、商家町等の昔からの集落や町並みの景観の保存を目的として、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち価値が高いものを、国が市町村の申し出を受けて選定するものです。

### 3-1 防災・消防対策の充実

#### ■施策の目指す姿

生命、財産を災害から守り、被害を最小限に抑える体制が整っている。

#### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	火災出火件数	21件	10件
2	災害による死傷者数	1人	0人
3	日頃から災害に備えている市民の割合	70.4%	83.0%
4	自主防災組織の結成地区数	62地区	79地区

#### ■現状

- ・近年の異常気象による土砂災害や地震災害などが全国各地で発生していることから、隣近所の助け合いや自主防災組織（※1）の重要性が認識されてきています。
- ・県や筑西広域市町村圏事務組合と連携し、必要な消防職員の配置と技術の向上に努めるとともに、消防施設、関係施設の整備を進め常備消防力の強化を図っています。
- ・非常備消防では、消防団員の技術向上と士気高揚を図るための訓練や消防団活動を円滑に行うため消防資機材等を計画的に更新・整備し、消防団が災害時に対応できる環境整備を図っています。
- ・自主防災組織の組織化については、120地区中62地区に設置されています。

#### ■課題

- ・自主防災組織の設置の推進、地域住民の防災・減災に対する意識の高揚を図り、自主防災組織（地域防災リーダー）の育成強化を図る必要があります。
- ・各小学校には、学校の避難訓練でなく体験型の防災訓練への参加を推進し、地域の防災力を向上させる必要があります。
- ・災害に対する備えとして、防災施設の整備、非常時の備蓄品の充実を図る必要があります。
- ・災害発生後の自助・共助・公助の役割分担（連携・対応）について意識向上が必要です。
- ・消防団員（女性団員を含む）を確保するため、各分団と連携しながら積極的にPRを行うことが必要です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	防災消防意識の向上	<p>地域の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎自主防災組織の結成促進・育成強化、防災意識の高揚と災害時における行動の強化</li> <li>◎防災資機材の整備や防災訓練の実施による防災意識の向上</li> <li>◎避難所を単位とした地区防災計画の策定の推進</li> </ul>
2	防災消防体制の強化	<p>災害発生時に迅速かつ的確に消防活動が行える体制を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎雨量監視システム（雨量計市内9ヵ所）の適切な運用、土砂災害区域内における的確な避難情報などの充実</li> <li>◎災害時におけるボランティアの受け入れ体制の整備</li> <li>◎消防団員の確保・育成並びに消防団活動の充実、連携強化</li> </ul>
3	防災消防拠点の確立	<p>本庁舎を防災消防の拠点として、整備し災害に対応できる体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害時における情報伝達網の整備</li> <li>◎災害時の電力・通信の確保（発電装置、電話回線、無線回線）の高度化を図り、通信手段の強化</li> <li>◎防災施設や備蓄品、消防施設、関係施設の整備</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における自主防災組織、消防組織の活動に理解を深め、「自らの身は自ら守る」という意識を持ちます。</li> <li>・日頃から、災害時非常用食品の備蓄や避難所の確認など、自主的に防災対策を行い、市、地域などで行う防災訓練などに積極的に参加し防災意識を高めます。</li> <li>・災害発生時には、自主防災組織を中心に、安否確認や高齢者・障害者などの災害弱者の救援救護、避難所までの誘導などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には災害対策本部を中心に、的確かつ迅速な対応で被害の拡大を防ぎます。また、地域における自主的な防災活動に対する支援も行います。</li> <li>・災害時相互援助協定締結自治体との連携体制を強化します。</li> <li>・災害発生の危険がある場合や災害が発生した場合に、災害情報や避難情報を市民に速やかに伝達します。</li> <li>・計画的な防災関連施設の整備と非常用備蓄品を確保します。</li> <li>・消防団員（女性団員を含む）の確保や消防水利の整備など、消防力の向上を図ります。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）自主防災組織とは、地域住民による任意の防災組織です。

## 3-2 防犯及び消費生活対策の推進

### ■施策の目指す姿

犯罪被害や消費者被害にあわない体制が整っている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の犯罪発生件数（1～12月）	371件	335件
2	犯罪に不安を感じている市民の割合	52.2%	40.0%
3	地域における自主的な防犯団体数	18団体	32団体
4	消費生活センターへの相談件数	212件	150件

### ■現状

- ・子どもの登下校の安全を図るための自警団の結成により、地域における自主的な防犯活動は活発になっています。団体も2015（平成27）年度は18団体になり、年々地域での組織化が図られています。
- ・社会のルールを守ろうとする意識が低下するとともに、犯罪の種類が多種多様で高度化しています。
- ・高齢者、高齢世帯を狙った犯罪被害が発生しています。
- ・2009（平成21）年度に桜川市消費生活センターを開設したことにより、身近な相談所として定着しています。
- ・空き家については、2014（平成26）年度に市内空き家の実態調査を行いました。

### ■課題

- ・市民が安心して生活できる犯罪のないまちづくりを目指し、防犯意識の高揚と防犯体制の充実を図り、効果的な地域防犯活動の定着を図る必要があります。
- ・少子高齢化や人口減少に伴う核家族化、共働き世帯の増加により、防犯に対する地域の連帯意識の強化が必要です。
- ・消費生活センターでの相談体制の充実と、正しい消費認識の習得や消費生活に関するトラブルを防止するため意識啓発の取り組みが必要です。
- ・防犯対策として、犯罪の温床となる恐れのある空き家については、所有者に対して適正管理を要請することが必要です。

【主管課】生活安全課 【関係課】学校教育課、生涯学習課、企画課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	防犯意識の向上	犯罪に対する意識の啓発、防犯対策などの推進に努めます。 ◎地域の連携意識の強化 ◎防犯啓発活動、防犯対策の充実 ◎防犯講習会などの実施による防犯意識の向上 ◎県が配信している「ひばりくん防犯メール」の登録の推進
2	防犯体制及び施設の充実	犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。 ◎警察署、防犯協会と連携し、防犯教育や啓発活動の充実 ◎地域における防犯パトロールの充実 ◎防犯協会と連携し地域ぐるみの積極的な防犯活動への支援 ◎防犯灯のLED化の推進
3	消費生活対策の推進	消費生活トラブルの未然防止や被害の軽減に努めます。 ◎消費生活センターの相談体制の充実 ◎消費生活講座や出前講座などの啓発活動 ◎正しい消費生活に関する情報提供
4	空き家の適正管理	空き家について、適正管理の推進に努めます。 ◎実態調査情報の更新及び特定空き家の認定調査 ◎所有者などに対して適正な管理の要請

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における防犯組織の活動に積極的に参画し、防犯意識を高めます。</li> <li>・不審者などの発見・監視を行い、特に児童の安全確保に地域で取り組みます。</li> <li>・正しい消費知識を習得し、消費上のトラブルに巻き込まれないようにします。</li> <li>・行政に対して犯罪や消費上のトラブルの情報を提供します。</li> <li>・自分自身及び家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。</li> <li>・地区での防犯灯の適正管理に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署や学校、地域の関係団体と連携し、地域における防犯・監視体制の強化を図るとともに、防犯意識の啓発に努めます。</li> <li>・防犯灯設置（LED）の支援に努めます。</li> <li>・市民への情報提供及び広報活動（広報車・防災行政無線・チラシなど）に努めます。</li> <li>・消費生活センターにおける相談対応を充実します。</li> <li>・空き家については、防犯対策の推進を図るとともに、所有者に対して適切な管理を行うよう指導に努めます。</li> </ul>

### 3-3 交通安全対策の推進

#### ■施策の目指す姿

交通事故を起こさず、交通事故にあわない環境が整っている。

#### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の交通事故発生件数（人身）	126件	120件
2	市内の交通事故死亡者数	2人	0人
3	市内の交通事故負傷者数	151人	145人

#### ■現状

- ・桜川市では、市と警察署及び各種交通安全団体が協力してキャンペーンなどを実施し、交通事故防止に努めています。
- ・通学路における危険箇所への交通安全施設の整備や各種交通安全教室などを開催しています。
- ・携帯電話の使用に伴う漫然運転による追突事故が増えています。
- ・警察署での取締り強化をはじめ、交通安全団体による交通安全のキャンペーンや立哨活動など交通安全への意識啓発事業に取り組んでいます。

#### ■課題

- ・横断歩道以外での歩行者道路横断の交通事故が増えていることから、歩行者、自転車に対して広く注意喚起していく必要があります。
- ・薄暮時の道路横断により交通事故が発生していることから、反射材の着用促進が急務です。
- ・スピード超過による無謀運転への対策や携帯電話の使用による漫然運転を防止する必要があります。
- ・近年、サイクリングの普及による自転車利用者の増加に伴い、交通安全教室などの啓発活動が必要です。
- ・高齢化の進行に伴い高齢者が被害者となることはもとより、高齢ドライバーの車の運転による事故の増加が大きな課題です。



【主管課】生活安全課 【関係課】建設課、学校教育課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	交通安全意識の向上	交通ルールや交通マナーの向上に努めます ◎交通安全啓発活動の実施 ◎園児から高齢者への交通安全教室や啓発活動の実施 ◎警察署、交通安全協会、関係機関と連携した交通安全運動の推進
2	交通安全施設などの整備	道路の危険箇所の減少を目指し、安全性向上に努めます ◎交通安全施設整備の促進 ◎交通安全施設の維持管理の充実

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全への高い意識を持ち、交通ルールを守ります。</li> <li>・自分自身及び家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。</li> <li>・地域の自主的な取り組みにより、交通安全意識を高めます。</li> <li>・交通安全母の会、安全運転管理者協議会など、各種団体において交通安全運動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設の整備を図るとともに、警察署や学校、地域の関係団体と連携し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。</li> <li>・交通安全に関する情報の収集、提供に努めます。</li> <li>・交通安全教室や自転車運転講習会などの実施に努めます。</li> <li>・高齢者の運転免許自主返納者に対し、返納支援に努めます。</li> </ul>

## 4-1 農林業の振興

### ■施策の目指す姿

担い手が育成されて、農業が活発に営まれている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の農業所得総額	361,894千円	420,000千円
2	認定農業者（※1）数	298人	310人
3	耕作放棄地面積	3,926a	4,291a
4	山林整備面積	16.5ha	15.0ha
5	有害鳥獣捕獲頭数	633頭	750頭

### ■現状

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により認定農業者へ農地が集中しています。しかし、認定農業者は減少傾向にあり、作業が追いつかない担い手が出ている他、新たな集落営農（※2）組織数も増えていないため、耕作放棄地は増加傾向になっています。
- ・食育や地産地消の推進により、学校給食に地元産の農産物を使用している活用率は62.3%に上り、県内で4番目となっています。
- ・直売所建設への助成や収穫祭などのイベントのPRにより地元農業の振興を図った結果、地元産野菜に関心を持つ市民が増加しています。
- ・農産物の高付加価値化を目指して積極的にPRを行った結果、従来の紅こだまスイカとともに黒こだまスイカのブランド化が進むなどの成果が見られました。
- ・森林面積は現状水準を維持していますが、林業としては成り立っていません。それとともに森林が荒廃し、森林の持つ公益的機能が果たせなくなっており、山際地域でのイノシシ被害などの要因となっています。

### ■課題

- ・農地の集積による効率化や担い手の確保を進め、耕作放棄地の解消を図ることが必要です。
- ・農産物の輸出が盛んな諸外国や、TPP（※3）への対策として、農業の大規模化・効率化を進める必要がある反面、小規模農家の保護ということが求められています。
- ・山間部でイノシシの水田への侵入や稲の食害の被害が増加しており、対策が急務となっています。
- ・森林組合や山林所有者と連携し森林保全の担い手の育成や森林環境を維持するため、松枯れ対策や間伐、伐倒などによる環境整備、環境保全を図ることが必要です。

#### 【用語解説】

（※1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことです。

（※2）集落営農とは、集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織です。

【主管課】農林課 【関係課】農業委員会、商工観光課、環境対策課、教育委員会、秘書広報課、総合戦略室

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	担い手の育成・支援	担い手の育成・支援に努めます。 ◎経営感覚に優れた農業者の育成 ◎助成事業を活用した支援の実施 ◎地元高校との官学連携事業の実施
2	農業の効率化推進	農地の集積により、農業の効率化を推進します。 ◎貸付希望農地の把握 ◎農地の利用集積の推進
3	農業の魅力発信	農業の魅力を発信します。 ◎学校給食での地元農産物の提供や食育授業の実施 ◎観光産業との連携協力による魅力発信
4	農村環境の保全	農村環境の保全に努めます。 ◎助成事業を活用した耕作放棄地の未然防止 ◎優良農地の確保 ◎イノシシなど鳥獣被害対策（捕獲・防御策）の推進 ◎資源循環型農業（※4）の推進
5	森林（里山）の保全と魅力づくり	ヤマザクラなど地域の資源を活かす環境保全に努めます。 ◎森林の除間伐、乱開発の抑制 ◎里山保全活動やヤマザクラを守り育てる市民団体への支援 ◎間伐材を活用したバイオマス利用推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者は、消費者ニーズに対応した安全安心な農産物の提供に努めます。</li> <li>・消費者は、地元の農産物を買求め、地産地消を積極的に実践するよう努めます。</li> <li>・地域の保全活動組織による、景観形成植物の植栽や下草刈りなど、農村環境を維持する活動に協力します。</li> <li>・地域住民は、農業生産基盤の保全に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興施策検討のための中心的役割を担う組織を農協と連携して立ち上げます。</li> <li>・地元農産物の販路拡大のため、学校や関係機関との連携を強化します。</li> <li>・安全安心な桜川市の農産物を効果的にPRします。</li> <li>・市民と協力し、農地保全に努めます。</li> <li>・関係機関や地域と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。</li> <li>・市民や事業者に対し、自然環境保全に関する意識啓発を行います。</li> </ul>

（※3）TPPとは、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略で、太平洋周辺の国々の中で人、物、サービス、金の移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定です。

（※4）資源循環型農業とは、農業や畜産、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るゴミを循環利用したりすることで、有機資源を循環させながら農産物を生産する営みです。

## 4-2 商工業の振興

### ■施策の目指す姿

経営が安定し、経済活動が活発になっている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	事業者数	2,042件	1,850件
2	ビジネスマッチング（※1）参加数	6件	10件
3	新商品開発数（5ヶ年累計）	—	10件
4	自治金融・振興金融（※2）・マル経（※3）件数	126件	140件
5	新規立地企業数（5ヶ年累計）	—	5件

### ■現状

- ・景気の低迷、後継者不在などにより、市内の商工業者数は減少傾向にあり、出荷額・販売額とも減少しています。
- ・大型店、チェーン店の郊外出店、インターネットショッピングの普及などにより、地元商店街が衰退しています。
- ・石材製品は安価な海外製品の輸入により地元石材の需要が減少し、石のまちとしての経済力が低下しています。
- ・売上の低下や後継者不在により廃業する事業者が増え、地域雇用が減少しています。

### ■課題

- ・石材業を含めた商工業の衰退により、地域から仕事がなくなり、働く場の確保が必要となっています。
- ・地元商店街では閉店や廃業が多くなり、買い物弱者などに対する買い物支援を検討する必要があります。
- ・製造業者においては、持続可能な経営のため、ビジネスマッチングなどにより販路を拡大する必要があります。
- ・石材業については、異業種との連携など、新たな石材製品の開発が求められています。

#### 【用語解説】

（※1）ビジネスマッチングとは、商品製造やサービス提供側を結びつけ、新たな商品開発や販路拡大につなげていくことです。

（※2）自治金融・振興金融とは、市が茨城県信用保証協会と桜川市内金融機関の協力を得て、地元で中小企業を営む皆さんの事業経営に要する資金をあっせんする制度です。

（※3）マル経とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	商工業の振興	<p>持続可能な商工業の振興を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ビジネスマッチングなどによる販路拡大の支援</li> <li>◎地域資源を活かした商品開発の支援</li> <li>◎商店街における市内消費促進のための仕組みづくりの検討</li> </ul>
2	商工業の経営基盤強化	<p>市内商工業者の経営支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎各種金融制度の充実</li> <li>◎商工会と連携による経営指導</li> </ul>
3	石材業の振興	<p>地場産業である石材業の振興を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎展示会などを通じた石材製品のPR支援</li> <li>◎いばらき伝統的工芸品産業イノベーション事業（※4）の推進</li> <li>◎県立真壁高等学校環境緑地科との連携した後継者の育成</li> <li>◎公共事業への地元石材の活用</li> </ul>
4	企業誘致の推進	<p>企業が立地しやすい環境整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎相談窓口の充実</li> <li>◎税制上の優遇制度、遊休地の情報提供</li> <li>◎周辺道路、給排水施設などインフラ整備の推進</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングなどに参加し販路拡大に努めます。</li> <li>・地域資源を活用した商品の開発に努めます。</li> <li>・時代にあった経営手法を学び地元購買率を高めます。</li> <li>・石材製品のPR、異業種との連携による石材製品の開発に努めます。</li> <li>・石材加工技術の保存・伝承や後継者育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングなどによる販路拡大を支援します。</li> <li>・地域資源を活かした商品開発を支援します。</li> <li>・中小企業者などへの金融支援を行います。</li> <li>・展示会などによる石材業の振興と、異業種との連携による石材製品の開発を支援します。</li> <li>・企業が立地しやすい環境整備を行います。</li> </ul>

（※4）いばらき伝統的工芸品産業イノベーション事業とは、産地組合と茨城県、桜川市、笠間市、結城市が連携して、伝統工芸品である真壁石灯籠、笠間焼、結城紬の戦略的な市場開拓や新商品開発等を展開する事業です。

## 4-3 観光の振興

### ■施策の目指す姿

交流人口増によりにぎわいが生まれ、経済が活性化している。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	観光客入り込み客数	353,700人	400,000人
2	イベント来場者数	54,000人	70,000人
3	お土産品開発数（5ヶ年累計）	—	10件
4	観光協会会員数	133人	200人

### ■現状

- ・雨引観音、桜川のサクラ、真壁の町並み（真壁のひなまつり）に続く観光資源がなく、観光客数は横ばい傾向にあります。
- ・観光資源を結ぶ交通手段がなく、また、桜まつりや真壁のひなまつり開催中は駐車場・トイレが不足しています。
- ・真壁のひなまつりを除き、観光と消費が結びつく事業がありません。
- ・観光に関心のある市民は増加の傾向にあり、また、市民有志による手作りイベントなどが開催されるようになってきています。
- ・他市町村と連携し広域観光を進めていますが、効果ある誘客には結びついていません。

### ■課題

- ・観光に関心のある市民は増加傾向にありますが、多くの市民が桜川市の魅力に気づき、郷土愛の意識を高めていく必要があります。
- ・観光資源をつなぐ交通手段がありません。また、パークアンドライド（※1）による交通手段の確保も検討する必要があります。
- ・観光客を呼び込むだけでなく、域内消費を意識した滞在型観光（体験ツアー・飲食・お土産品の開発）が必要です。
- ・桜川のサクラは国の名勝に指定されていますが、ヤマザクラは保護・育成も重要であり、観光と保護の両立の視点が必要です。
- ・近年の日本への外国人観光客の増加に伴い、案内の多言語化等インバウンド（※2）の視点が必要です。
- ・筑波山地域ジオパーク（※3）やつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用し、新たな観光客の誘致が必要です。

#### 【用語解説】

（※1）パークアンドライドとは、自家用車を公共交通機関乗降所（鉄道駅やバス停留所など）に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法です。

（※2）インバウンドとは、外国人が訪れてくる旅行のことです。

【主管課】商工観光課 【関係課】農林課、生涯学習課、都市整備課、企画課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	観光資源の再発見とPR強化	観光資源の再発見と情報発信の強化・充実を行います。 ◎隠れた観光資源の発見と活用 ◎SNS（※4）・パンフレット・マスメディアによる情報発信 ◎インバウンドを意識した情報の発信
2	観光資源の充実と商品開発	観光資源周辺の整備と観光資源に関連した商品開発を行います。 ◎公共交通を活用した観光の推進 ◎観光資源周辺の環境整備 ◎観光資源を活かした体験ツアー・お土産品の開発 ◎近隣自治体と連携した観光客の誘致
3	観光まちづくりの実践	観光に取り組む人材の育成・支援を行います。 ◎観光に関心を持つ人材の育成 ◎イベントを主催する市民・団体の支援 ◎桜川市地域DMO（※5）形成の検討
4	ヤマザクラを活かした観光振興	ヤマザクラを活かしたまちづくりを行います。 ◎ヤマザクラの調査と保護活動 ◎ヤマザクラの学習機会の創出 ◎ヤマザクラを活かした観光の推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の観光資源に関心を持ち、本市の魅力をPRします。</li> <li>観光客に対するおもてなしの心を育みます。</li> <li>本市の魅力をアップするイベントなどを主催します。</li> <li>体験ツアーや土産品の開発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光情報の収集、発信を行います。</li> <li>観光資源周辺の環境整備を行います。</li> <li>観光に取り組むひとづくりを実践します。</li> <li>市民が主催するイベントなどを支援します。</li> <li>体験ツアーやお土産品の開発を支援します。</li> <li>ヤマザクラの調査・保全・活用を行います。</li> </ul>

（※3）ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所です。

（※4）SNSとは、Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートし、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのことです。

（※5）DMOとは、Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことです。

## 5-1 計画的な土地利用の推進

### ■施策の目指す姿

計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序をもって行われている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	土地利用計画の策定実績件数	新規	11件
2	住民自治組織の設立実績件数	新規	11件
3	土地利用マネジメント（※1）の実績件数 （市街化調整区域）（5ヶ年累計）	—	14件
4	土地利用マネジメントの実績件数（市街 化区域）（5ヶ年累計）	—	27件

### ■現状

- ・2009（平成21）年3月に策定した「桜川筑西IC周辺都市整備構想」に基づき、桜川筑西IC周辺地域について、市の中核となるべき拠点の形成に取り組んでいるところです。
- ・市民から土地利用規制の見直しを求める声が根強く、2009（平成21）年3月に市議会が「調整区域撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択したことから、市街化調整区域における都市計画制度の見直しに取り組んでいるところです。

### ■課題

- ・市の中核となるべき拠点が存在しないことから、市民の日常生活圏が市外に拡散し、所得の流出に繋がっています。自立的な都市圏を構築するために、市の中核となるべき拠点の形成が必要となっています。
- ・市全体の約95%が市街化調整区域の指定を受けており、人口の約75%が市街化調整区域内の農村集落に居住しています。市街化調整区域では、高度経済成長期に設定された土地利用規制が色濃く残っており、地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化に拍車をかけています。このため、市街化調整区域における都市計画制度の見直しが求められています。



【主管課】都市整備課、総合戦略室【関係課】企画課、建設課、その他関係課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な土地利用方策の検討	次の土地の区域について、市街地整備手法の検討とあわせて計画的な土地利用方策の検討を図ります。 ◎市街化区域内の集団的未利用地 ◎市街化調整区域内で高い拠点性を有する地域
2	都市拠点及び工業拠点の形成	広域的なネットワークの結節点、その他の高い拠点性を有する地域及び既設の工業団地その他の工業系土地利用がなされている地域について、計画的かつ段階的な都市拠点及び工業拠点の形成を推進します。 ◎都市計画の決定又は変更 ◎拠点における各種インフラ整備 ◎桜川筑西IC周辺地区の整備 ◎企業誘致及び産業立地の推進
3	集落生活圏の形成	複数の農村集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援します。 ◎市街化調整区域における地区計画の策定推進 ◎集落の担い手となる住民自治組織の育成支援
4	地域土地利用マネジメント（調整）	市民の適切な関与の下に魅力ある土地利用を計画的に誘導します。 ◎市全域を対象とする土地利用基本計画の策定 ◎土地利用規制を媒介とする個々の土地利用への適切な関与

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの将来像を共有し、その実現を図るために、主体的に地域のまちづくりに参画します。</li> <li>・土地利用に当たっては、公共の福祉を優先し、地域の合意を尊重します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの主役は市民であることを旨とし、行政の役割は、その支援と都市拠点の形成などに限定します。</li> <li>・行政は、まちづくりに関する情報の発信に努め、市民のまちづくりへの意欲を高めるとともに、市民の意見の調整に努めます。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）土地利用マネジメントとは、土地利用計画に基づき開発行為事案の調整を行なうことです。

## 5-2 景観の良い住環境の保全

### ■施策の目指す姿

住環境の維持及び景観の向上が図られ、空き家が利活用されている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	今後も桜川市に住んでいくために住みやすい住環境であると感じる市民の割合	52.4%	65.0%
2	定住支援事業の支援件数（5ヶ年累計）	—	110件
3	地区の特性を生かした景観が維持・向上されていると感じた市民の割合	50.5%	65.0%
4	景観や空き家に関する利活用の相談件数（5ヶ年累計）	—	70件

### ■現状

- ・桜川市の市営住宅は17箇所、360戸あり、内6箇所75戸を老朽化により用途廃止としており、維持費を抑制しながら、適切に維持・管理している状況です。
- ・都市公園14箇所、その他の公園12箇所を、景観に配慮しつつ適切に維持・管理を行っています。
- ・東日本大震災時に甚大な被害を受けた登録有形文化財などの文化的価値の高い伝統的建造物について、現在も復旧工事に取り組んでおり、約8割程度の建物が完了しています。
- ・空き家対策については、適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行っています。

### ■課題

- ・用途廃止した住宅については、景観や安全性の観点から計画的に撤去を行う必要があります。
- ・公園の維持・管理については、公園施設長寿命化計画（※1）に基づく遊具等の修繕・更新や、樹木の剪定などの管理にかかる財政負担が甚大であるため、管理の方法を住民団体への委託に変更するなどの検討をしていく必要があります。
- ・所有者の高齢化が顕著な登録文化財等で伝統的な建造物の空き家化を制御するために、今後の維持管理を有効に行うための仕組みづくりの検討を行なう必要があります。
- ・良好な景観を阻害する建物が散見されるようになり、景観保全施策が必要となっています。
- ・伝統的建造物群保存地区（※2）の災害復旧は進んでいますが、景観整備に係る修理・修景事業は進んでおらず、積極的に取り組む必要性があります。
- ・新たな空き家をつくらない施策が重要であり、将来空き家となる状況下にある独居老人などに対し、福祉部門と連携した対策など、利活用以外の空き家化を未然に防ぐ対策が必要不可欠です。

【主管課】都市整備課 【関係課】企画課、総合戦略室、生活安全課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	住生活環境の保全	市営住宅の適切な維持・管理に努めます。 ◎老朽化が深刻な用途廃止住宅の解体撤去 ◎長寿命化計画に基づく、計画的な営繕 ◎生活で必要となる修繕の迅速な対応
2	定住・空き家支援の推進	定住促進事業と空き家などの利活用事業を推進し、持続的に実施します。 ◎空き家の流動化を促す施策の実施 ◎定住希望者・空き家管理者への支援制度の策定 ◎定住希望者・空き家管理者への相談体制の整備
3	景観の維持・向上	景観の維持・向上に努めます。 ◎桜川市景観計画（※3）の策定 ◎伝統的建造物群保存地区の修理修景事業を促進 ◎地域の力を活用し、景観価値の向上を目指す
4	公園の維持管理	公園の適切な維持・管理に努めます。 ◎地域資源であるヤマザクラを有する公園の維持管理の強化 ◎維持管理方法を点検評価し、適切な維持管理方法の検討 ◎市街地における緑環境、コミュニティの場、災害時の避難場所としての役割の確保 ◎ヤマザクラの植栽推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の策定や公園の維持管理方法の点検評価に積極的に関与し、私たちの景観、私たちの公園であることを理解します。</li> <li>・景観向上の取り組みや、公園管理に関する事業に積極的に参加します。</li> <li>・新規移住・定住者に対しては、積極的に地域コミュニティへの受入れを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅や公園などの設備管理状況を点検し、適切な営繕を行います。</li> <li>・国、県などと連携し、効果的な定住支援策や空き家利活用支援を策定し実施します。</li> <li>・景観保全に関する検討の場を設け、市民の積極的な関与を促すとともに、策定した計画を適切に運用します。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）公園施設長寿命化計画とは、都市公園施設について、今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新を行うため、平成25年度に策定された計画です。

（※2）伝統的建造物群保存地区とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群と、これと一体をなしてその価値を形成している周囲環境を保存するため、市が条例で定めた地区です。

（※3）桜川市景観計画とは、自然・歴史・文化などが重なり合う暮らしの風景を保全するための計画です。

### 5-3 道路網の整備

#### ■施策の目指す姿

利用者が安全で快適に通行できる環境が整っている。

#### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	道路未改良延長（一級・二級市道）	新規	18,800m
2	市内の道路が安全だと感じる市民の割合	19.5%	32.5%
3	危険箇所数	新規	52箇所

#### ■現状

- ・桜川市の道路網は、北関東自動車道及び国道50号線が北部を東西に横断し、主要地方道つくば益子線、石岡筑西線及び一般県道東山田岩瀬線が貫き、この幹線道路と市道が、市民の通勤・通学及び日常生活に欠かせない生活基盤になっています。
- ・各地区から多くの要望を受けて、必要性・緊急性を勘案し、幹線道路整備や新設改良工事を実施しています。また、道路の損傷や危険箇所の把握に努め、その改善に取り組んでいます。
- ・安全で快適な道路環境の確保に向け、広域圏と結ばれる国道や県道整備促進の要望活動を行っています。

#### ■課題

- ・2015（平成27）年度の市民アンケートで「誰もが市内の道路が安全で快適に利用できると感じている」と答えた市民の割合が19.5%と低い結果でした。市民からの道路整備に関する期待水準は高いことから、社会情勢の変化に対応した幹線道路網の整備を図る必要があります。
- ・道路整備に関し、地域からの要望が多く出されていることから、必要性・緊急性を勘案して、優先順位を決め、さらに取り組む必要があります。
- ・道路の陥没や亀裂などについては、道路の安全確保のため、迅速な補修を行う必要があります。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	市道の整備	歩行者・自転車・自動車が快適に通行できるよう、生活道路の整備を進めます。 ◎生活道路などの状況に応じた道路の整備 ◎道路の支障箇所などの的確な把握
2	市道の危険箇所の整備	歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう、維持管理や補修を行います。 ◎快適な道路環境の整備 ◎市道の補修工事の推進
3	国道・県道の整備促進	市内の移動がスムーズにできるよう、国・県に主要道路網の整備促進の働きかけを行います。 ◎国道50号線の整備促進 ◎主要地方道つくば益子線・石岡筑西線（上曾トンネル）、一般県道東山田岩瀬線などの整備促進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の損傷状況や危険箇所について、情報提供します。</li> <li>道路整備や維持・管理について理解を深め、除草作業など道路の美化に貢献します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次計画に基づき効率的に道路整備を行います。</li> <li>道路整備に関する情報提供を行います。</li> <li>道路の損傷箇所や危険箇所について、状況に応じて速やかに補修を行います。</li> <li>国道・県道で整備が必要なものについては、整備促進を国・県に積極的に働きかけます。</li> </ul>

## 5-4 公共交通の充実

### ■施策の目指す姿

誰もが気軽に公共交通を利用して移動できている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の公共交通機関に満足している市民の割合	16.4%	28.0%
2	コミュニティバス（※1）の利用者数	新規	28,800人

### ■現状

- ・2008（平成20）年3月をもって市内の路線バスが全線廃止になったことを受け、子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段の確保のため、同年4月より市内全域でデマンド型乗合タクシー（※2）を運行しています。
- ・市内公共交通の「桜川市公共交通網形成計画（※3）」を策定しました。
- ・広域的な地域公共交通ネットワークの形成を目指し、桜川・つくば・筑西・下妻の4市（2016（平成28）年6月に常総市が加入）において、2015（平成27）年12月「公共交通網の広域連携を図る検討会議」が発足しました。これを受け、2016（平成28）年10月より広域連携バス（桜川市：真壁庁舎⇄つくば市：筑波山口）の実証実験運行を実施しています。

### ■課題

- ・高齢化の進展により運転免許を持たない交通弱者が増加しており、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスのほか、新たな公共交通の導入など、利便性の高い公共交通ネットワークの構築が求められています。
- ・デマンド型乗合タクシーは、利用者にとっては安価で利便性が高い移動手段である一方、運行事業者などへの委託料（補助金）が高額であるため、市の財政負担が大きくなっています。また、デマンド型乗合タクシーの延べ利用者数は、若干増加しているものの市民の一部の人に限られています。
- ・バスの実証実験運行により、従来の自家用車による移動から公共交通を利用した移動手段への転換を図るための啓発活動を行い、公共交通の利用促進を図る必要があります。
- ・市外からの来訪者への持続的な交通手段の確保が求められています。
- ・今後、市内小中学校の統合に伴う児童、生徒に対して、コミュニティバスなどの通学支援体制の整備を図る必要があります。

【主管課】企画課 【関係課】都市整備課、商工観光課、総合戦略室

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	公共交通網の整備	交通不便地域の解消に努めます。 ◎地域公共交通網形成計画の推進 ◎桜川市内基幹ルート of 整備 ◎新たな公共交通システムの検討 ◎広域連携による公共交通網の整備
2	公共交通の維持	安全で快適に移動できる持続可能な公共交通を確保します。 ◎デマンド型乗合タクシー事業の再編 ◎市内交通事業者との連携強化 ◎循環バス、福祉・自家用有償旅客運送（※4）、タクシー利用補助などの検討
3	公共交通の利用促進	公共交通に対する意識醸成・利用促進に努めます。 ◎市内公共交通の利用促進策の実施 ◎市民ニーズに基づいた地域協働による利用促進 ◎病院、学校、商業・観光施設、企業との連携

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド型乗合タクシー、コミュニティバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズを的確に把握し、民間交通事業者との協力体制強化に努めます。</li> <li>・公共交通のPRや運行に関する情報の広報活動に努めます。</li> <li>・公共交通に対する市民への意識付けと利用促進活動を行います。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）コミュニティバスとは、交通空白地域や不便地域の解消などを目的に、市町村などが主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して行う乗合バス運送、または市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送によって運行するものです。

（※2）デマンド型乗合タクシーとは、交通手段に不便をきたしている市民に対し、自宅や指定の場所から目的地まで送迎する予約制による乗合タクシーです。

（※3）地域公共交通網形成計画とは、地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組みの方向性を定めるものです。

（※4）自家用有償旅客運送とは、過疎地域などにおいて、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPOなどが自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

## 5-5 下水道の整備

### ■施策の目指す姿

快適で衛生的な生活環境で暮らせている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	生活排水処理普及率	68.16%	70.00%
2	公共下水道普及率	15.41%	16.10%
3	桜川の水質（BOD）（※1）（市内の最下流「地蔵橋」地点）	1.1 mg/L	1.1 mg/L
4	公共下水道接続率	49.65%	61.50%
	農業集落排水接続率	78.06%	84.00%
5	公共下水道収納率	98.77%	98.80%
	農業集落排水収納率	97.62%	97.65%

### ■現状

- 全体の整備計画面積 1,229.00ha について、公共下水道整備計画に基づき、計画的な整備を進めています。2015（平成 27）年度末整備済面積は 296.79ha で、整備の進捗率は 24% となっています。
- 整備が完了している農業集落排水の総管理延長は 112,348m となっています。
- 公共下水道への接続キャンペーンと戸別訪問を行い、接続率向上を推進しています。しかし、現状では公共下水道の接続率が低くとどまっています。
- 公共下水道、農業集落排水の区域外では、合併浄化槽の普及拡大を推進しています。
- 桜川の水質については、市内の最下流の地蔵橋地点の水質でみると BOD 値 1.1 mg/L で、水質基準を満たしています。

### ■課題

- 今後、公共下水道の整備を整備計画通りに進めていくには、財源の確保が必要です。厳しい財政状況や効率的な施設整備を勘案し、公共下水道の計画区域を見直す必要があります。
- 流域下水道の維持・管理負担金について、今後の事業運営に向けた財政収支計画と事業実施について関係機関と調整を図る必要があります。
- 公共下水道への接続率向上、また、合併浄化槽への普及拡大を図る必要があります。



■施策の目指す姿を実現するための手段

1	下水道の接続及び浄化槽の設置	<p>河川や湖沼などの公共水域の水質保全活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎供用開始地区の接続率の向上を目指すため、戸別訪問によるPR活動と接続支援</li> <li>◎供用開始地区以外の単独浄化槽から合併浄化槽への転換PR活動</li> <li>◎生活排水処理に対する住民への啓発</li> </ul>
2	公共下水道の整備	<p>下水道区域の全体計画を見直し、効率的な事業運営を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎生活排水ベストプラン（※2）による整備手法の見直し</li> <li>◎効率的な整備工事の施工</li> </ul>
3	安定した経営	<p>受益者負担金及び使用料の徴収率向上に努め、安定した経営を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎未納者への戸別訪問</li> <li>◎施設の適切な維持管理</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業（農業集落排水を含む）に対する理解を深め、下水道整備地区においては速やかに下水道に接続します。</li> <li>・家庭や事業所において、分解が困難な汚水を極力流しません。</li> <li>・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を早急に行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の効率的で健全な事業運営に努めます。</li> <li>・下水道事業の普及啓発に努めます。</li> <li>・下水道接続申し込みに対応します。</li> <li>・下水道処理区域外の地区に対しては、合併浄化槽の普及拡大を図ります。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）BODとは、生物化学的酸素要求量のことで、国の定める環境基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は2.0 mg/L以下となっています。

（※2）生活排水ベストプランとは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために5年に1度、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設を効率的（ベスト）に配置して、整備や維持管理を進めるためのマスタープランのことです。

## 5-6 上水道の整備

### ■施策の目指す姿

安全安心な水が安定供給されている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	水道普及率（給水人口／常住人口）	92.5%	93.2%
2	有収率（※1）	68.9%	71.5%
3	水道水に満足している市民の割合	56.2%	58.0%
4	経常収支比率（※2）	101.5%	102.6%
5	水道料金収納率	93.5%	94.2%

### ■現状

- ・桜川市は、茨城県企業局が行う県西広域水道事業からの受水を主な水源としています。市内に供給する水道水は、地下水を取水し浄水として配水しています。不足する水量については県企業局との給水契約に基づき、受水しています。将来にわたる安定した水の供給に努めています。
- ・水道普及率は、新築の一戸建てや賃貸住宅の給水開始に伴い、2015（平成27）年度目標値に対して若干増加しています。
- ・水道管の老朽化が進み、突発的な漏水が発生し、有収率の向上を妨げています。

### ■課題

- ・経営安定化のため、水源の確保、効果的な水道事業の実施、また、水道普及率と有収率のさらなる向上を図り、運営体制の見直しについても検討が必要となっています。
- ・有収率向上のため、引き続き老朽管の更新を進めるとともに、漏水箇所の早期発見・迅速な修繕が必要です。また、緊急時の対応強化が求められています。
- ・今後は、老朽化の進行や災害対策を踏まえ、耐用年数を過ぎる施設の維持・更新を推進していく必要があります。
- ・旧真壁・大和地区は、地下水取水規制区域に指定されていることから、地下水の取水量を縮減する必要があります。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	上水道の安定供給	安全安心な水を安定して供給します。 ◎浄水・配水施設や老朽化管の整備と維持管理 ◎緊急時の給水活動や復旧工事など対応体制の強化 ◎安全な水を供給するための水質管理の徹底
2	上水道の安定経営	健全な上水道の経営を行います。 ◎広報活動による普及率の向上 ◎業務内容の改善 ◎経営の健全化にむけた民間委託導入の検討

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家水の水質検査を実施します。</li> <li>・ 非常時の貯水、給水体制について、地域や家庭で理解を深め、実践します。</li> <li>・ 節水意識を高めます。</li> <li>・ 水道料金を延滞なく支払います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な水の安定供給に努めます。</li> <li>・ 水道設備指定工事店の適切な指導・監査に努めます。</li> <li>・ 水道事業の経営改革を推進し、効率的で健全な事業運営に努めます。</li> <li>・ 水道事業に関する情報提供や意識啓発に努めます。</li> <li>・ 漏水事故などの復旧に迅速に対応します。</li> <li>・ 老朽施設等の調査及び更新を行います。</li> </ul>

**【用語解説】**

(※1) 有収率とは、配水した水量と料金として収入のあった水量との比率です。

(※2) 経常収支比率とは、収益性（経営の健全化度）を見る際の代表的な指標であり、この比率が高いほど利益率が高いことを表すものです。

## 5-7 廃棄物の抑制と適切な処理

### ■施策の目指す姿

ごみの発生が抑制され、適正な処理が行われている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	1人1日当たりのごみ排出量	664g	680g
2	資源物比率（資源ごみ÷ごみ総排出量）	8.2%	10.0%
3	可燃ごみの搬入量	8,880t	8,700t
4	不燃ごみの搬入量	558t	350t
5	資源ごみの収集量	845t	950t

### ■現状

- ・桜川市のごみ処理は「筑西広域市町村圏事務組合」による広域ごみ処理施設「筑西環境センター」で処理しています。また、し尿処理については、笠間市と共同処理をしている「筑北環境衛生組合」のクリーンセンターで処理しています。
- ・人口減少に伴い、核家族化が進み世帯数が増えているため、ごみの総排出量はさほど減少されていません。
- ・全世帯へのごみ回収ポスターの配布や、地域でのリサイクル推進活動を行い、ごみの適正処理を推進しています。

### ■課題

- ・循環型社会の形成を目指した3R（リデュース・リユース・リサイクル）（※1）の推進について、地域住民や事業者と協力して取り組むことが求められています。
- ・資源物がごみとして排出されている現状があることから、排出前の分別の徹底について啓発する必要があります。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	ごみ減量化の推進	<p>適正な廃棄物の処理、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民一人ひとりのごみの排出減量化の取り組みを促進</li> <li>◎マイバック利用の促進</li> <li>◎不要な物の購入を控えることや再利用などの意識啓発の推進</li> </ul>
2	分別収集と適切な処理	<p>ごみ減量化・リサイクルを円滑に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎スチール、アルミ缶など資源化物がリサイクルとして適切に分別排出されるよう広報紙などを通じて周知</li> <li>◎集積所などでの誤った排出物への違反シールを活用した指導</li> <li>◎市民・事業者・市の三者が協働したリサイクルの取り組み</li> <li>◎各地区におけるリサイクル収集活動の支援</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化の重要性を理解し、日常生活において、ごみの分別を心がけ、実践します。</li> <li>・地域の清掃活動に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑西広域市町村圏事務組合（環境センター）の処理施設の適切な維持管理に努めます。</li> <li>・分別収集及びごみ減量化に関する意識の普及、啓発に努めます。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）3R（リデュース・リユース・リサイクル）とは、リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用・再資源化）の頭文字をとった言葉であり、環境配慮をした循環型社会を形成するための考え方です。

## 5-8 生活環境の保全

### ■施策の目指す姿

生活環境（水質・大気・土壌）が保全されている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	省エネなどの地球環境への負荷を軽減する行動を行った市民の割合	72.1%	80.0%
2	不法投棄件数	71件	50件
3	桜川の水質（BOD）（※1）（市内の最下流「地蔵橋」地点）	1.1mg/L	1.1mg/L

### ■現状

- ・桜川市環境基本条例の基本理念に基づき、桜川市の歴史、豊かな環境を保全し、将来の子どもたちに継承していくため、市民、事業者、そして行政が、それぞれの立場でやるべきことを定めた「桜川市環境基本計画」を2009（平成21）年に策定しました。
- ・不法投棄の未然防止、早期発見を目的とした不法投棄監視員を設置し、廃棄物の不法投棄の監視体制を強化しています。
- ・地球温暖化対策のため「桜川市地球温暖化防止対策実施計画」を策定し、二酸化炭素の排出量削減に重点を置き電気及び燃料の使用量削減に向けた取組を行っています。
- ・ごみの散乱や不法投棄、野焼き、犬のフン害など市民からの苦情、相談などが多数あります。

### ■課題

- ・現在の省エネなどの地球環境への負荷を軽減する行動実践率が極めて高い割合を示していることから、環境に対する意識が市民に定着しているものと思われませんが、さらなる向上を求めるには啓発活動の充実、及び監視活動の強化を図る必要があります。
- ・ごみの散乱や不法投棄、犬のフン害などが問題視されており、市をあげての環境美化活動の意識啓発が必要です。
- ・産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄問題や生活排水による水質汚濁の問題などは、本市の自然環境に深刻な影響を与える懸念があり、これらの問題に的確に対処していくことが求められています。
- ・二酸化炭素排出の削減により地球温暖化を防止するために、再生可能エネルギーの利用を推進してゆく必要があります。

【主管課】環境対策課 【関係課】 総合戦略室、農林課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	環境問題の意識向上	<p>学校や家庭での環境教育により環境意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地球温暖化をはじめとする環境問題について、キャンペーンなどの啓発活動</li> <li>◎環境学習の充実</li> <li>◎森林整備の間伐材を活用したバイオマス利用促進</li> </ul>
2	環境保全活動の推進	<p>環境保全のための市民意識の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民参加型の環境保全活動や環境美化活動を推進</li> <li>◎市民自らが取り組むことのできる省エネなどの普及促進</li> </ul>
3	公害防止活動の推進	<p>不法投棄及び水質の監視強化に努めるとともに、悪臭や野焼きなど公害苦情に対する指導強化や、マナーアップの意思啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎不法投棄・水質監視委員によるパトロールの強化</li> <li>◎管理が不十分な空き地の所有者や管理者への適正管理の指導</li> <li>◎野焼きや犬のフンなどの生活公害の迅速な対応</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境意識の向上に努めます。</li> <li>・空き地などの適正な管理に努めます。</li> <li>・野焼きや犬のフン害など、迷惑行為をしません。</li> <li>・ごみの不法投棄問題に関心を持ち、情報提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や家庭と連携し環境教育の充実を図るとともに、広報紙などを通じて環境保全意識の普及・啓発に努めます。</li> <li>・空き地などの適正な管理のため指導・助言を行います。</li> <li>・環境基本計画に基づき推進していきます。</li> </ul>

(※1) BODとは、生物化学的酸素要求量のことで、国の定める環境基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は2.0 mg/L以下となっています。

## 6-1 市民協働のまちづくり

### ■施策の目指す姿

市民と行政が情報を共有し、協働によるまちづくりを実践している。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	4.7%	15.0%
2	行政が行うまちづくり活動に継続的に参加している市民の割合	新規	20.0%
3	地域の活動に参加している市民の割合	新規	50.0%

### ■現状

- ・ 市政情報については、広報紙、ホームページ、電子メール、SNS（※1）などを通じて情報発信を行っていますが、市からの情報が十分に提供されていると思う市民の割合は、2015（平成27）年度は4.7%で、低い水準にあります。
- ・ 市民の声を行政に反映させるため、市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの設置を行っています。
- ・ 真壁の町並みやヤマザクラなどの地域資源をいかした市民主体のまちづくり活動が行われています。
- ・ ボランティアや地域活動（福祉活動を含む）に参加したことがある市民の割合は、2015（平成27）年度は36.7%で、そのうち18.7%は継続的に活動しています。
- ・ 2016（平成28）年9月14日にブルガリア共和国シリストラ市（※2）と友好交流都市協定を締結しました。

### ■課題

- ・ 市民に対して、市政情報を十分に提供するため、さまざまな媒体の活用が求められています。
- ・ 市民が、行政の行う活動に積極的に意見を述べ、参加しやすい体制づくりが求められています。
- ・ 地域コミュニティや各種市民団体の活動について、若い世代が参加し主体的に取り組める環境を築くことが必要です。
- ・ まちづくり活動やボランティア活動に継続的に参加している市民を増やすことが必要です。
- ・ 地域の課題解決のためには、市民同士や他都市の市民と連携を図ることが必要です。



【主管課】総合戦略室 【関係課】秘書広報課、総務課、生涯学習課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	広報広聴の充実	<p>行政情報を市民に十分に提供すると共に、市民の意見が反映される仕組みをつくります。</p> <p>◎広報紙に加えて、ホームページ・電子メール・SNSなど、様々な媒体を活用した情報発信の充実</p> <p>◎市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの設置などによる、市民の声を聴く機会の充実</p>
2	協働のまちづくりの推進	<p>市民と行政の対話による協働のまちづくりの仕組みをつくります。</p> <p>◎市民参加による行政計画の進捗管理の導入</p> <p>◎市民と行政が対話する機会の充実</p>
3	市民の連携による地域づくりの推進	<p>市民同士や他都市の市民などとのネットワークを活かしたまちづくりを推進します。</p> <p>◎市民のネットワークづくりの強化</p> <p>◎他都市の市民と交流する機会の拡充</p> <p>◎国際交流の促進</p>
4	住民自治の推進	<p>住民が主体となったまちづくりを推進します。</p> <p>◎まちづくりのリーダーとなる人材の育成</p> <p>◎住民自治に関する意識啓発の充実</p> <p>◎市民参加のまちづくりの拡充</p>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政や社会貢献活動に積極的に参加します。</li> <li>・ 自分のまちは自分たちでよくします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政情報を積極的に情報共有します。</li> <li>・ 市民の自治意識を高める普及・啓発活動を行います。</li> <li>・ NPO（※3）やボランティア団体などを支援します。</li> <li>・ 市民の意見を市政に反映します。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）SNS とは、Social Network Service の略で、人と人とのつながりを促進・サポートし、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイトのことです。

（※2）シリストラ市とは、ブルガリア北東部、ドナウ川沿いに位置する港町で、シリストラ州の州都です。

（※3）NPO とは、Non Profit Organization の略で、営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。

## 6-2 人権尊重のまちづくり

### ■施策の目指す姿

人権への意識が高くなり、人権が守られている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	個人の人権が保護されて守られていると感じた市民の割合	69.4%	77.0%
2	男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	25.4%	35.0%
3	施策決定の場（審議会・委員会）の女性の進出の割合	20.9%	30.1%

### ■現状

- ・人権啓発及び男女共同参画の推進については、講演会の開催や研修会への参加など、継続した取り組みをしています。
- ・県による第2次男女共同参画プラン策定（2011（平成23）年3月策定）に続き、桜川市でも2013（平成25）年3月に男女共同参画プラン後期計画を策定しました。
- ・2016（平成28）年4月から男女共同参画行動計画の策定が義務化されました。
- ・近年、子どもや高齢者、障がい者への虐待、DV（※1）などの多種多様な人権問題が生じています。
- ・桜川市の人権擁護委員が人権に関する家庭内問題や近隣トラブルなどの内容について、身近に相談できる場所を設置しています。
- ・桜川市の審議会などへの女性登用率（20.9%）が、県平均（24.6%）と比較して低い水準となっています。
- ・男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、数年横這いの状況になっています。

### ■課題

- ・市民が互いの人権を尊重しながら、安心して快適に暮らせる仕組みづくりが必要です。
- ・関係機関と連携をとり講演会や街頭キャンペーンなどの事業を推進し、人権意識の高揚を図ることが必要です。
- ・虐待やDVなど多種多様な人権問題に対応するため、早期発見を可能とする関係機関との連携と相談体制の充実が必要となっています。
- ・桜川市の政策や方針決定過程において、積極的に女性委員の登用が求められています。
- ・広報活動やセミナーを通じ、男女共同意識の普及を図ることが必要です。

【主管課】市民課 【関係課】総合戦略室、生涯学習課、学校教育課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	人権意識の啓発	<p>市民が互いの人権を尊重しながら、安心して快適に暮らすことのできるよう、人権意識の高揚に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎講演会の開催などの人権啓発事業の推進</li> <li>◎子ども、高齢者、障がい者、配偶者への虐待などの人権問題の解消</li> <li>◎年間を通して市内全域で身近で相談のできる体制づくり</li> <li>◎人権相談に対して適切な助言ができる相談体制の充実</li> </ul>
2	男女共同参画の推進	<p>男女共同意識の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎桜川市の政策や方針決定過程における、積極的な女性委員の登用</li> <li>◎広報活動やセミナーの開催</li> <li>◎市民団体などが主体となるセミナーなどを実施する際の支援</li> </ul>

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重に関する理解を深めるとともに、家庭や地域において人権教育に努めます。</li> <li>・雇用者は人権尊重の意識に基づいて適正に採用活動、労働環境の整備を行います。</li> <li>・男女共同参画に対する理解を深め、自ら実践します。</li> <li>・雇用者は、女性が働きやすい環境づくりを行います。</li> <li>・虐待の早期発見に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化・多様化する人権相談に対応できるよう、職員が率先してより高い人権意識の徹底に努めます。</li> <li>・男女共同参画社会の構築に向け、率先して行動します。</li> <li>・男女共同参画に係わる指導者の育成や関係団体の支援に努めます。</li> <li>・情報提供を積極的に行い、複雑で多岐にわたる相談に対応できる案内体制の充実に努めます。</li> </ul>

【用語解説】

(※1) DVとは、Domestic Violenceの略で、夫婦や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力のことです。

## 6-3 時代に合った自治体運営

### ■施策の目指す姿

計画的により適切で効果的な行政サービスが提供されている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	新規	70.0%
2	第3次行財政改革の計画達成度	新規	100%
3	実際に窓口を利用した人が窓口を利用しやすいと感じた市民の割合	新規	70.0%

### ■現状

- ・第1次総合計画後期基本計画期間は、施策評価会議を実施し進行管理を行いました。また、各施策評価の報告会を実施することで施策評価における行政運営を強化しました。
- ・第2次行財政改革大綱に基づき、第2次桜川市行政改革実施計画を策定し、PDCAサイクル（※1）に基づき、組織機構の見直し、行政評価システムの導入、行財政改革に取り組みました。
- ・市民の利便性の向上を図り、延長窓口や休日窓口を実施しています。
- ・消防・ごみ処理・し尿処理など市単独では対応できない行政サービスについて、他自治体と連携し一部事務組合で事業を実施しています。

### ■課題

- ・人口減少や少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の増加や市税の減収などが予想されるため、より計画的で効果的・効率的な行政運営を推進し、強力行財政改革に取り組む必要があります。
- ・庁舎を含め、公共施設については、老朽化による修繕費の増大が見込まれます。また、市民サービスの向上と行政組織の機能発揮を図る上でも、施設の統廃合や新庁舎の整備を検討する必要があります。
- ・多様化する市民ニーズに対応するため、電算化による業務の効率化を進めながら、的確な市民サービスの提供が求められています。
- ・個人情報漏洩するネット犯罪の増加やマイナンバー制度の導入に伴い、情報セキュリティ対策の強化が必要となっています。
- ・広域的な防災協定の締結や観光振興施策など地域の個性を活かした他自治体との連携やネットワークづくりが求められています。

#### 【用語解説】

（※1）PDCAサイクルとは、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法です。

【主管課】企画課 【関係課】秘書広報課、総務課、財政課、市民課、総合窓口課、総合戦略室

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な行政運営	第2次総合計画に基づき計画的な施策展開や事業実施を行います。 ◎実施計画・行政評価を連動させた総合計画の進行管理 ◎内部評価・外部評価による行政評価システムの導入
2	適切で効果的な事務事業の推進	厳しい行財政環境に対応するため、行財政改革大綱に基づき、事務の効率化や合理化を推進します。 ◎行財政改革大綱の策定と推進 ◎行政改革実施計画の進行管理と公表
3	効率的な施設配置	市民にとって使いやすい公共施設の整備・統合を図ります。 ◎公共施設の配置見直し・統廃合の検討 ◎公共施設の適正管理
4	的確な市民サービスの提供と個人情報の保護	市民の個人情報を守られ、個々に応じた柔軟かつ正確な対応ができる窓口サービスを提供します。 ◎丁寧で的確な窓口サービスの提供 ◎情報通信技術を活用した業務の効率化 ◎情報セキュリティ対策の充実 ◎マイナンバー（個人番号）制度を活用した市民の各種申請、証明書交付の利便性向上の推進
5	広域連携の推進	他自治体と連携し、各種行政サービスを協力して実施します。 ◎一部事務組合で共同処理している事業の推進（消防、ごみ処理など） ◎課題を共有する他市町村との連携（災害時相互応援、公共交通、観光振興など）
6	新庁舎の整備	分庁舎方式（※2）によるデメリットを解消するため新庁舎整備を推進します。 ◎新庁舎整備の検討

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜川市の行政運営について関心を持ち、さまざまな機会を通して意見を述べます。</li> <li>・行政の効率化に伴う、市民サービスへの対応と協力を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的で効果的な行政運営を推進します。</li> <li>・市民サービスの利便性向上、親切・丁寧な対応に努めます。</li> </ul>

（※2）分庁舎方式とは、行政機能を部課単位で複数の庁舎に振り分ける方式です。

## 6-4 組織経営と人事マネジメントの充実

### ■施策の目指す姿

市民から信頼される組織・人事体制が確立されている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	26.2%	50.0%
2	市役所の職員の働きぶりに満足している市民の割合	47.5%	60.0%
3	職員研修を受けたことにより、職務により前向きに取り組むことができた職員の割合	新規	90.0%
4	女性管理職（課長相当職以上）の割合	9.4%	25.0%

### ■現状

- ・ 職員の定員適正化を図るため、第3次定員適正化計画を策定し、臨時・非常勤職員の活用、外部委託の推進、グループ制（※1）の導入などにより、効率的な組織運営に努めています。
- ・ 組織の活性化を目的とした役職階層別の研修や様々な行政課題に対応するための専門研修などにより職員の能力開発を行っています。
- ・ 職員の能力と意欲を向上させ、質の高い住民サービスを提供するために、人事評価制度（※2）を実施しています。
- ・ 女性職員が活躍できる職場環境づくりを進めるため「桜川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、必要な取り組みを開始しています。
- ・ 年金支給開始年齢の引き上げに伴い、2014（平成26）年度より定年退職した職員のうち希望する職員を再任用し、雇用の延長を行っています。

### ■課題

- ・ 職員の定員管理では、新たな行政課題が数多く発生している現状に対応するため、状況に応じて定員適正化計画を見直し、必要な人材を適正に確保することも必要になっています。
- ・ 人事評価制度では、評価結果に客観性と信頼性が確保されなくてはなりません。評価能力向上のための取り組みを継続して実施していく必要があります。
- ・ 女性職員の活躍が組織経営上の重要な課題です。そのための職場環境づくりを一層推進することが必要です。
- ・ 再任用職員は今後増加の一途をたどると推測されることから、職員の世代交代などに十分配慮した計画的任用を行う必要があります。
- ・ 業務に過度のストレスを感じている職員が増加しつつあります。職員のストレスを軽減する取り組みを今後一層推進する必要があります。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	職員の資質向上及び人材育成	少数精鋭の組織づくりに向け、職員の能力開発に努め、住民サービスの向上にむけた人材の育成を行います。 ◎職員研修の計画的かつ効果的な実施 ◎人事評価制度の適正運用 ◎メンタルヘルス（※3）対策の充実
2	組織機構の適正化	多様な住民ニーズへの対応と行財政状況とのバランスのとれた組織機構の適正化を進めます。 ◎継続的な組織機構の見直し ◎定員適正化計画に基づいた適正職員数の確保 ◎臨時・非常勤職員の適正活用 ◎再任用職員の計画的雇用
3	女性職員の活躍	様々な行政課題に女性ならではの発想を活かした取り組みを行うため、女性職員のキャリア形成（※4）と能力開発を支援します。 ◎女性職員の管理的地位への登用拡大と多様なポストへの積極配置 ◎女性職員の活躍に向けた研修の実施

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の発信する情報に関心を持ちます。</li> <li>自らの意見・ニーズを行政に伝えるため、各種アンケートへの協力や行政との対話の場に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に人事・行政に関する情報を提供します。</li> <li>住民サービスの向上を常に意識し、かつ行財政状況とバランスのとれた組織機構の適正化を進めます。</li> <li>人事評価制度・研修などを通して職員の能力開発に努め、住民サービスの向上を図ります。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）グループ制とは、縦割り型の係制と比較して、事務配分の合理化が図れ、業務のむらや繁閑の調整がしやすく、職員がより協力して仕事に当たれるヨコ型の業務体制です。

（※2）人事評価制度とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務遂行にあたり発揮した能力や達成した業績を把握して行われる勤務成績の評価制度です。

（※3）メンタルヘルスとは、労働者の心の健康づくりのことです。

（※4）キャリア形成とは、ある人が仕事を通じて職業能力を習得する活動です。

## 6-5 健全な財政運営の推進

### ■施策の目指す姿

財政運営が安定し、財政状況が市民に分かりやすく伝えられている。

### ■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市民一人あたりの貯金の額（基金残高÷人口）	131千円	150千円
2	市民一人あたりの借入金残高（市債残高÷人口）	352千円	340千円
3	財政力指数（※1）	0.49	0.55
4	市税の収納率（現年度）	98.1%	98.7%
5	ふるさと応援寄付金の額	13,887千円	16,500千円

### ■現状

- ・財政力指数は、固定資産税などの有力な増加がない限り、数年来横ばいとなる見込みです。
- ・市税の収納率は、滞納処分の強化などにより年々上昇しています。
- ・実質公債費比率（※2）は、減少傾向ではありますが、今後は分母となる標準財政規模（※3）が地方交付税の減少により小さくなることが想定されるため、比率の上昇もあると予想されます。
- ・自主財源比率（※4）は、地方交付税の減額に加え、人口減少や景気の動向による税収の減少も考えられ、比率の下降もあると予想されます。
- ・ふるさと応援寄付金は、返礼品の充実により増加傾向にあります。

### ■課題

- ・市税の確保や受益者負担（※5）の適正化による財源の充実確保に努力し、経費全般についての節減などによる積極的な歳出削減が必要です。
- ・財源の重点的・効率的な適正配分を行い、計画的で健全な財政運営が求められています。
- ・課税客体を正確に把握し、公平性を保ち、収納率向上を目指すことが必要です。
- ・受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料の適正化が求められています。
- ・効果的な行政サービスを実現するために、総合計画及び行政評価に基づく施策優先度により、重要度の高い事業へ重点的予算配分を行うとともに、中期財政計画により計画的な財政運営を進めることが求められています。
- ・費用対効果を考慮して無駄な経費の削減に努め、第3次行財政改革実施計画を推進することが必要です。



【主管課】財政課 【関係課】企画課、総務課、税務課、収税課、会計課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な財政運営の推進	財源の充実確保に努めます。 ◎市税などの確保や受益者負担の適正化 ◎経費全般の積極的な歳出削減 ◎財源の重点的、効率的な適正配分 ◎交付税措置に留意した市債の発行
2	財源確保対策の推進	市税の収納率向上を目指します。 ◎課税客体を正確に把握 ◎公平性の確保 ◎受益者負担の原則に基づいた使用料・手数料の適正化
3	効果的な予算執行	効果的な行政サービスを実現します。 ◎重要度の高い事業への重点的予算配分（総合計画及び行政評価に基づく施策優先度による） ◎中期財政計画による計画的な財政運営 ◎費用対効果を考慮した経費の削減 ◎第3次行財政改革の推進
4	分かりやすい財政状況の説明	市民に分かりやすく財政状況を伝達します。 ◎財政用語を使用する場合は、分かりやすい注釈を加える ◎身近な例を用いた説明文の作成

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応能負担を行い、市税の完納を行います。</li> <li>・ 予算の使い道などに興味を持ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状況について、市民に適切な情報提供を行います。</li> <li>・ 職員全員がコスト意識を持ちます。</li> <li>・ 徴収率の向上には、全職員が協力します。</li> </ul>

【用語解説】

（※1）財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数です。指数が高いほど財政的に余裕があるとされ、数値が1を超えると地方交付税は交付されません。

（※2）実質公債費比率とは、一般会計などが負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率です。指標が18%を超えると起債の許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

（※3）標準財政規模とは、地方公共団体の通常的な状態で収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示すものです。

（※4）自主財源比率とは、地方公共団体が自らの機能に基づいて収入できる財源（市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入）の歳入全体に対する割合です。

（※5）受益者負担とは、特定の公共事業によって特別の利益を受ける者が、事業に係る経費の一部を負担するものです。

## 第2部 ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

計画全体をリードし、政策分野を横断して実施する取り組みをヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトとして優先的かつ重点的に推進していきます。

### 1. ヤマザクラのまちをつくります

**担当課** 総合戦略室、商工観光課、学校教育課、教育指導課、生涯学習課、農林課、都市整備課

市民がヤマザクラについて理解を深め、まちの宝として誇りに思えるように、地域全体のヤマザクラ景観の保全やヤマザクラ文化の醸成などに取り組み、「ヤマザクラのまち」という地域の独自性を確立します。

- ①ヤマザクラを活かした観光を推進します 分野別基本計画【4-3-4】
- ②ヤマザクラについて学び・育みます 分野別基本計画【2-1-1】、【2-2-1】、【4-3-4】
- ③ヤマザクラによる美しい景観を形成します 分野別基本計画【4-1-5】、【5-2-3】、【5-2-4】
- ④ヤマザクラを調査し価値を確立します 分野別基本計画【4-3-4】

### 2. ずっと住みたいまちをつくります

**担当課** 都市整備課、生活安全課、企画課、病院整備推進課、総合戦略室、高齢福祉課、介護保険課、社会福祉課

本市の魅力である自然や田園風景の中で、快適に安心して暮らせる魅力のあるまちを築きます。

- ①快適に利用できる公共交通を構築します 分野別基本計画【5-4】
- ②防災拠点としての新庁舎を整備します 分野別基本計画【3-1-3】、【6-3-6】
- ③さくらがわ地域医療センターを整備します 分野別基本計画【1-3-1】
- ④桜川筑西IC周辺の開発を推進します 分野別基本計画【5-1-2】
- ⑤定住を支援し、空き家の利活用を進めます 分野別基本計画【5-2-2】
- ⑥高齢者がいきいきと暮らせる社会を築きます 分野別基本計画【1-4】、【1-6】

### 3. 子どもと子育てを応援するまちをつくります 担当課 児童福祉課、健康推進課、国保年金課、 学校教育課、教育指導課、総合戦略室

安心して子どもを産み育てられるよう、結婚・出産・子育て・教育について、総合的に支援し、しっかりと子どもたちの「生きる力」を育みます。

- ①幸せな結婚をサポートします 分野別基本計画【1-1-4】
- ②安心な妊娠・出産を支援します 分野別基本計画【1-2-3】、【1-1-3】、【1-7-4】
- ③子育てしやすい環境を築きます 分野別基本計画【1-1-1】、【1-1-2】、【1-2-3】、【1-7-4】
- ④生きる力が身に付く教育を推進します 分野別基本計画【2-1】

### 4. 地域経済が元気なまちをつくります 担当課 商工観光課、農林課、総合戦略室

地場産業である石材業や農業をはじめとした産業振興により、地域経済の活性化と雇用の創出を図り、まちの活力を高めます。

- ①石材業の新たなチャレンジを支援します 分野別基本計画【4-2-3】
- ②地域の魅力を活かした稼ぐ農業を築きます 分野別基本計画【4-1-1】、【4-1-2】、【4-1-3】
- ③地域資源を活かして商工業を活性化します 分野別基本計画【4-2-1】、【4-2-2】、【4-2-3】
- ④企業誘致を推進し、雇用を創出します 分野別基本計画【4-2-4】

分野別基本計画には、政策分野毎に全ての取り組みが網羅されています。

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトは、政策分野を横断して優先的かつ重点的に実施する取り組みを示し、分野別基本計画から関係する施策を再構成したものです。